

逗子市障がい者福祉計画

～支えあいによる地域福祉の実現を目指して～

平成21年3月

逗子市

「逗子市障がい者福祉計画」 目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の基本理念	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
第2章 障がい者福祉の現状	4
1 人口の推移と推計	4
2 障がい者数の推移と推計	5
（1）身体障がい者数の推移と推計	5
（2）知的障がい者数の推移と推計	7
（3）精神障がい者数の推移と推計	8
3 相談支援の現状	10
第3章 施策の体系と展開	12
施策の体系	12
1 相談支援体制の充実	13
（1）相談支援体制・ネットワークの充実	14
（2）一人ひとりのニーズに応じた相談体制・情報提供の充実	16
2 自立と社会参加の促進	18
（1）自立と社会参加の促進	19
（2）地域社会における理解の促進	22
（3）経済的支援の充実	24
3 雇用・就労の促進	26
4 障がい福祉サービス等の充実 （逗子市障がい福祉計画）	30
平成23年度における数値目標について	31
（1）障がい福祉サービス等の充実	33
（2）地域生活支援事業等の充実	40
5 安心できる暮らしの基盤づくり	46
（1）居住の場の確保	47
（2）バリアフリーの推進	49
（3）安全・安心の確立	52
（4）福祉ボランティア活動の推進	54
（5）医療体制の整備	54
第4章 計画の推進と管理	55
1 計画の推進と管理	55
（1）「逗子市福祉プラン推進協議会障害者福祉計画部会」による推進と管理	55
（2）行政職員・相談支援員の確保と資質の向上	55
（3）財源の確保	55
2 逗子市自立支援協議会との連携	56
資料編	59

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

計画改定の趣旨

逗子市障がい者福祉計画は、障害者自立支援法の成立や障がい者を取り巻く環境の複雑化・多様化を踏まえて、新たな方向性を見出すため、また、本市におけるよりよい地域福祉の実現に向けた障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を目指して改定したものです。

逗子市障がい者福祉計画は逗子市障がい福祉計画を包含した計画です

逗子市障がい者福祉計画は、障害者基本法第9条に基づく逗子市の障がい福祉の基本計画であるとともに、「逗子市総合計画」の基本構想中の「総合福祉」を担う「逗子市福祉プラン」の個別計画であり、ノーマライゼーションとリハビリテーションの2つの基本理念に基づき、障がいのある方の「相談支援体制の充実」「自立と社会参加の促進」「雇用・就労の促進」「障がい福祉サービス等の充実」「安心できる暮らしの基盤づくり」を5つの柱として、障がい当事者、市民、団体、地域、行政相互の支えあいによる地域福祉の実現を目指したものです。

この計画の期間は、社会情勢の変化や国の新たな施策に柔軟に対応し、必要に応じて見直すこととして、平成15年度から19年度までの5か年計画として策定された前計画は、平成18年度に策定された「逗子市障害福祉計画」の計画期間終期との整合性を考慮し、今回期間の見直しを図ったものです。

一方、「逗子市障がい福祉計画」は、障害者自立支援法の施行に基づき、同法第88条に規定する障がい福祉サービスの提供のあり方について定める計画であり、同法に定められている「市町村障害福祉計画」にあたるものです。

平成23年度の数値目標を設定し、障がいのある方々の地域生活を支える障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を計画的に確保するための計画です。

この計画は、平成18年度から20年度までを「第1期」、21年度から23年度までを「第2期」とすることと定められており、見直しを図ったものです。

本計画書では、特に当てはまる箇所に「障がい福祉計画」という記号を付しています。

※「障害」「障がい」の表記について

逗子市では、ノーマライゼーションの理念として「心のバリアフリー」を推進するため、「障害」の「害」の字をひらがなで表記することとしています。（「障がいのある方」など）

ただし、国の法令などに基づく制度や固有名詞などの表記は従来そのままとします。（「身体障害者手帳」など）

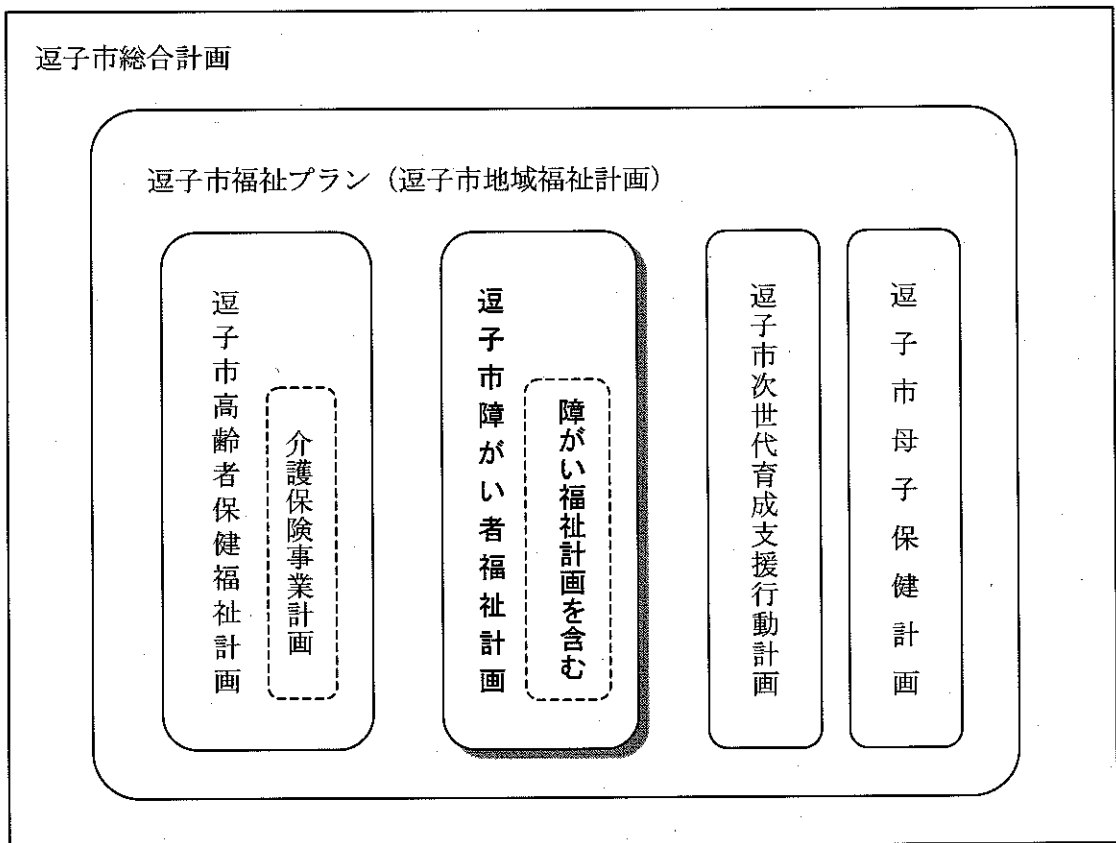
2 計画の基本理念

この計画は、ノーマライゼーションとリハビリテーションの2つの基本理念に基づき、障がいのある方の「相談支援体制の充実」「自立と社会参加の促進」「雇用・就労の促進」「障がい福祉サービス等の充実」「安心できる暮らしの基盤づくり」を5つの柱として、支えあいによる地域福祉の実現を目指すものです。

「ノーマライゼーション」	地域で自分らしく生きるために
「リハビリテーション」	安心で納得できる生き方を求めて

3 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第9条に基づく逗子市の障がい者福祉の基本計画であり、障害者自立支援法第88条に基づく本市の障がい福祉計画です。国の「障害者基本計画」と「重点施策実施5か年計画」、県の「かながわ障害者計画」と「神奈川県障害福祉計画」などを基本に、市の「総合計画」「福祉プラン」「高齢者保健福祉計画」（介護保険事業計画を含む。）等との整合を図り改定したものです。

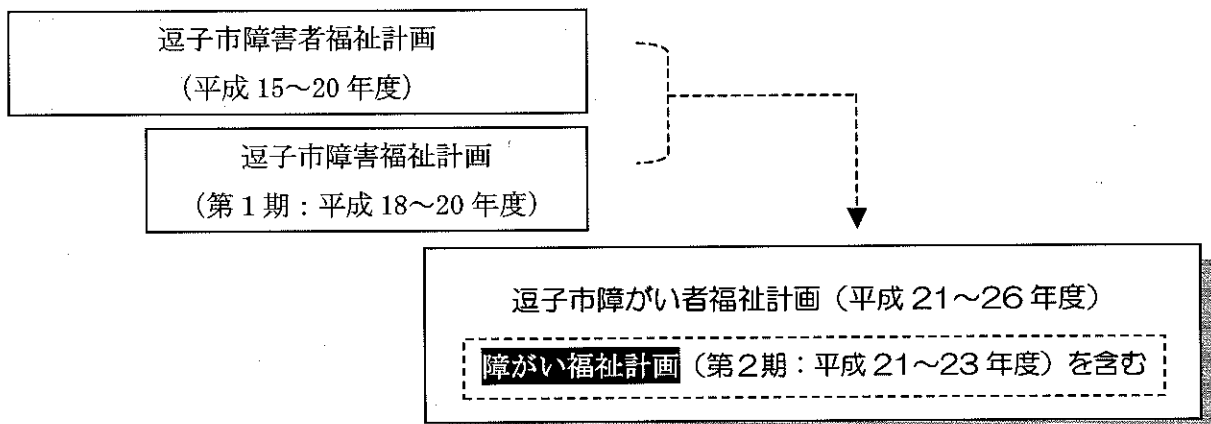


4 計画の期間

この計画の期間は、平成 21 年度（2009 年度）から 26 年度（2014 年度）の 6 か年とし、今後の社会情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

年度（平成）	18	19	20	21	22	23	24	25	26
障がい者福祉計画	前計画			第2期計画 [本計画]					
障がい福祉計画	第1期（前計画）			第2期 [本計画]			第3期（予定）		

※「障がい福祉計画」では、平成23年度までの見込量を掲げています。



第2章 障がい者福祉の現状

1 人口の推移と推計

逗子市における人口の推移と推計は、次のとおりです。

これまでの推移を見ると、前計画策定時点（平成15年4月）には59,795人でしたが、その後平成18年4月まで人口は減少し、平成20年4月現在には58,594人となっています。

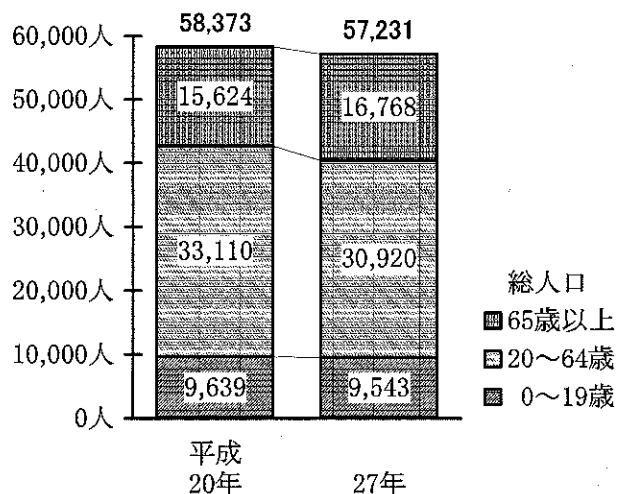
今後の推計を見ると、引き続き人口の高齢化が進むことが予測されます。平成27年における総人口は57,231人と微減が見込まれ、0～19歳（9,543人）及び20～64歳（30,920人）では減少し、65歳以上（16,768人）は増加という推計になっています。

《人口の推移》

(平成)	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総人口	59,795	59,760	58,522	58,382	58,597	58,594

(単位：人) 各年4月現在

《年齢層別にみた逗子市の人口の現状と推計》



(単位：人)

平成20年は1月1日現在。総人口は年齢不詳を除く。

平成27年の推計人口は「逗子市総合計画基本計画2014」による。

2 障がい者数の推移と推計

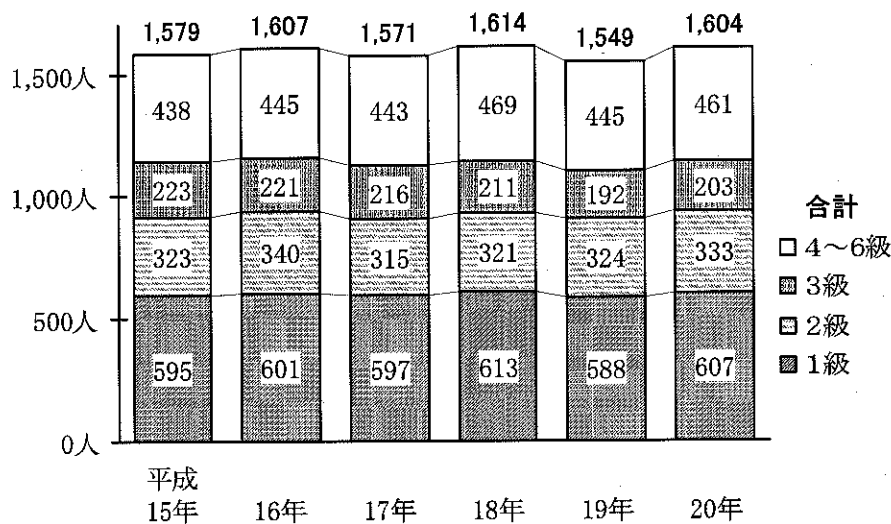
(1) 身体障がい者数の推移と推計

本市の身体障がい者数の推移と推計は、次のとおりです。

これまでの推移を見ると、前計画策定時点（平成15年3月）には合計1,579人でしたが、毎年増減を繰り返し、平成20年3月末現在は1,604人となっています。

身体障がい者数の内訳（平成20年3月末現在）は、身体障害者手帳の等級別では「1級」607人、「2級」333人など重度の人が半数以上を占めています。障がい別では「肢体不自由」820人が半数を占めています。年齢層別では65歳以上（1,144人）が過半数を占めています。

《身体障害者手帳所持者数の推移（手帳等級別）》



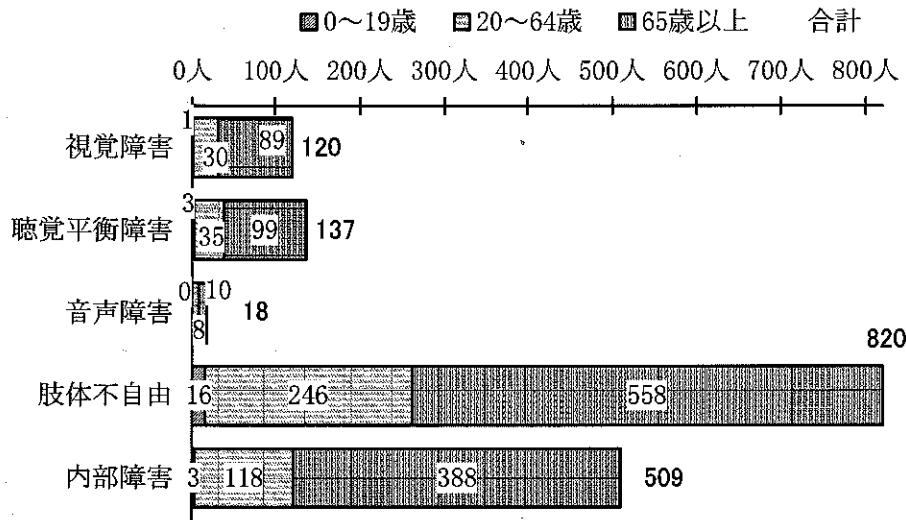
(単位：人) 各年3月末現在

《身体障害者手帳所持者数（手帳等級および障がい別）》

	視覚障害	聴覚平衡障害	音声障害	肢体不自由	内部障害	合計
1級	38	6	0	185	378	607
2級	41	43	2	244	3	333
3級	8	13	9	141	32	203
4～6級	33	75	7	250	96	461
合計	120	137	18	820	509	1,604

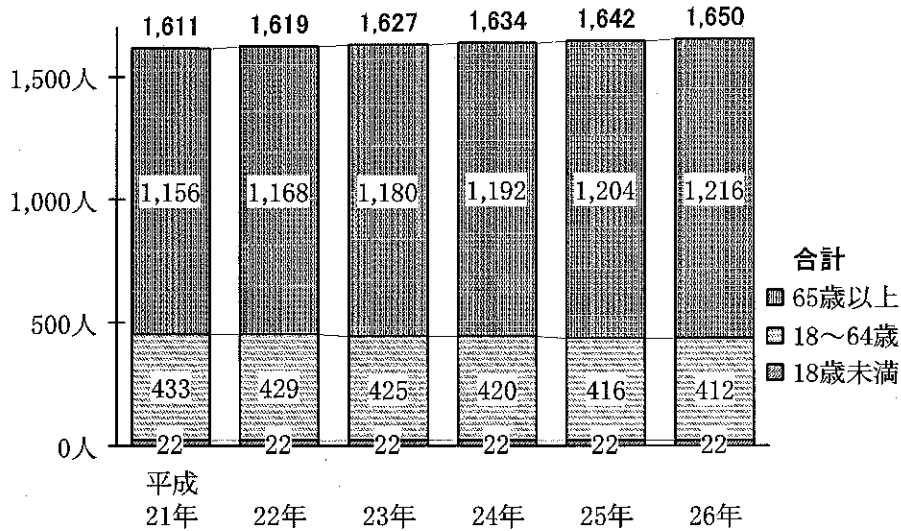
(単位：人) 平成20年3月末現在。複数に当てはまる方は、主たる障がいにより数えています。

《身体障害者手帳所持者数（年齢層別および障がい別）》



(単位：人) 平成20年3月末現在

《身体障がい者数の推計（年齢層別）》



(単位：人)

※平成20年3月末現在の年齢層別に見た人口に対する身体障害者手帳所持者数の比率が、平成27年（総合計画の人口推計年度。前ページ参照）において同様であると仮定し、同年における推計人口を掛けあわせて身体障がい者数を計算し、そのうえで、平成21～26年は、20年と27年の中間的な人数を推移していくよう示しています。

(2) 知的障がい者数の推移と推計

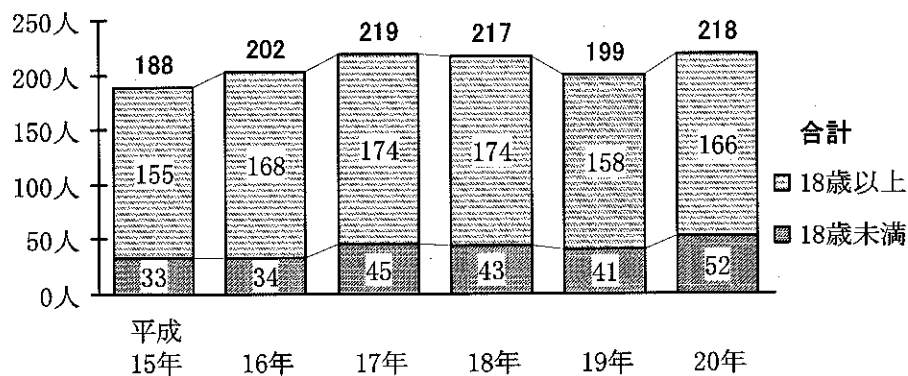
本市の知的障がい者数の推移と推計は、次のとおりです。

これまでの推移を見ると、前計画策定時点（平成15年3月）には合計188人でしたが、毎年増減を繰り返し、平成20年3月末現在は218人となっています。

知的障がい者数の内訳（平成20年3月末現在）は、療育手帳の判定別では「最重度」51人、「重度」63人など重度の人が約半数を占めています。年齢層別では0～19歳（61人）で約3割を占めています。

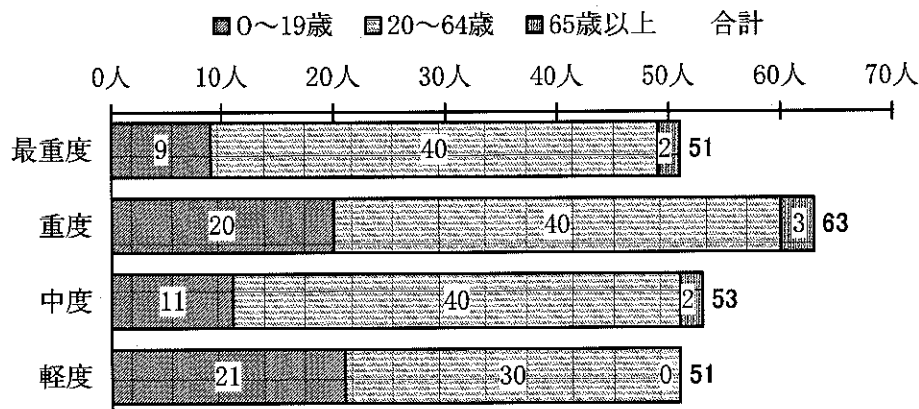
今後の推計を見ると、0～19歳や20～64歳の総人口の減少に伴い、知的障がい者数が減少するとの推計数値を示しています。しかし、障がい者福祉の主な制度（支援費制度、障害者自立支援法、発達障害者支援法など）が大きく改正された平成15年から17年にかけて、療育手帳所持者数が大きく伸びた時期もあったことから、今後増加する可能性もあります。

《療育手帳所持者数の推移（年齢層別）》



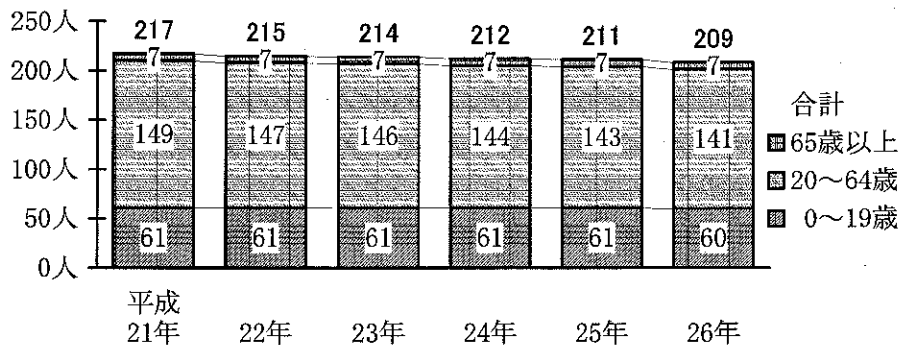
(単位：人) 各年3月現在

《療育手帳所持者数（手帳判定および年齢層別）》



(単位：人) 平成20年3月末現在

《知的障がい者数の推計（年齢層別）》



(単位：人)

※平成20年3月末現在の年齢層別に見た人口に対する療育手帳所持者数の比率が、平成27年（総合計画の人口推計年度。前ページ参照）において同様であると仮定し、同年における推計人口をかけあわせて知的障がい者数を計算し、そのうえで、平成21～26年は、20年と27年の中間的な人数を推移していくよう示しています。

(3) 精神障がい者数の推移と推計

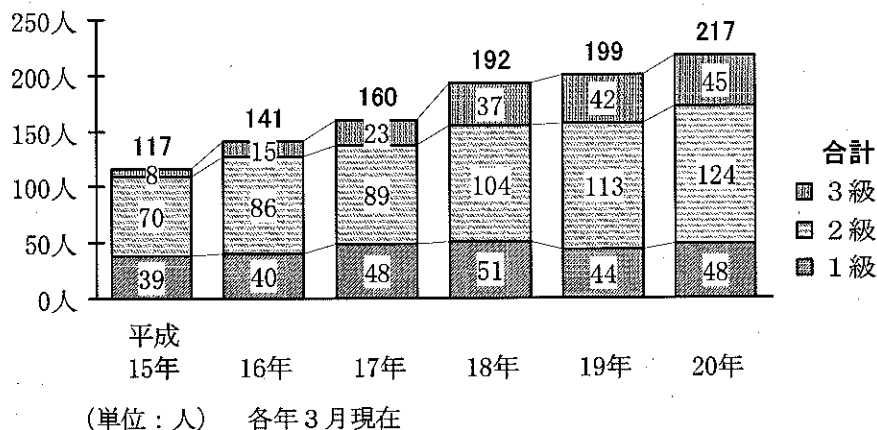
本市の精神障がい者数の推移と推計は、次のとおりです。

これまでの推移を、精神障害者保健福祉手帳所持者数で見ると、前計画策定時点（平成15年3月）には合計117人でしたが、その後、増加を続け、平成20年3月末現在は217人となっています。また、通院公費負担または自立支援医療（精神通院）の利用者数で見ても、同期間に407人から517人となるなど増加を続けています。

精神障がい者数の内訳（平成20年3月末現在）は、精神障害者保健福祉手帳の等級別では「1級」48人、「2級」124人となっています。

今後の推計を見ると、精神障がいがありながらもこれまで精神障害者保健福祉手帳を取得していなかった方が新たに取得すると見込まれ、今後も引き続き増加すると考えられます。

《精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（手帳等級別）》

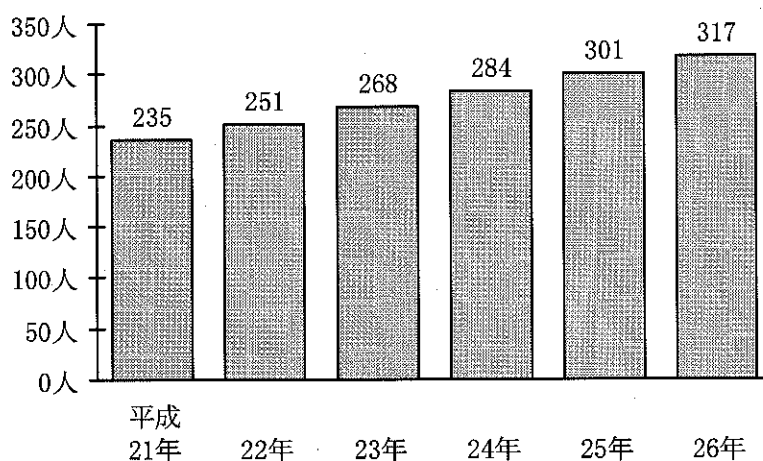


《通院医療公費負担または自立支援医療（精神通院）の利用者数の推移》

(平成)	15年	16年	17年	18年	19年	20年
利用者数	407	448	500	548	474	517

(単位：人) 各年4月末現在
平成17年までは通院医療公費負担、18年からは自立支援医療（精神通院）。

《精神障がい者数の推計》



(単位：人)
※総人口に対する精神障害者保健福祉手帳所持者の比率が、平成15年(0.20%)から20年(0.37%)へと増加し続けていることから、この比率が毎年0.03%ずつ増加し平成27年において0.58%との仮定をおき、同年の精神障がい者数を推計人口の0.58%にあたる334人と推計しています。そのうえで、平成21～26年は、20年と27年の中間的な人数を推移していくよう示しています。

3 相談支援の現状

本市では、相談支援の窓口として平成18年10月から「支援センター風」、「地域生活サポートセンターとらいむ」に、平成19年11月からカモミールに事業委託しています。

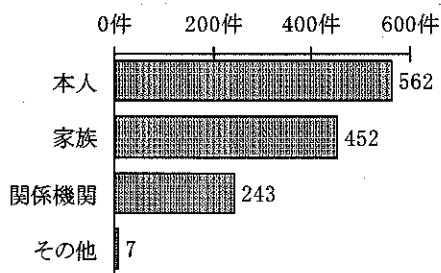
(1) 相談者のあらまし

平成19年度の相談件数は1,653件に及び、本人だけでなく家族からの相談も少なくありません。

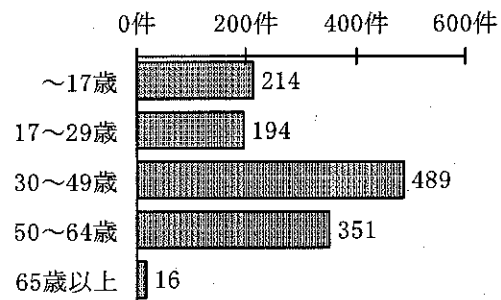
相談の対象となる方の年齢層は30～40歳代が多く、障がいのある方全体の人数を考慮に入れると、17歳以下や17～29歳などを含めた若年層の相談件数が多いと言えます。障がいの種類は、肢体不自由、知的障がい、精神障がいの方の相談件数が多くなっています。

相談方法は、相談者の来所・面談、職員の訪問のほか、電話による相談が多数を占めています。

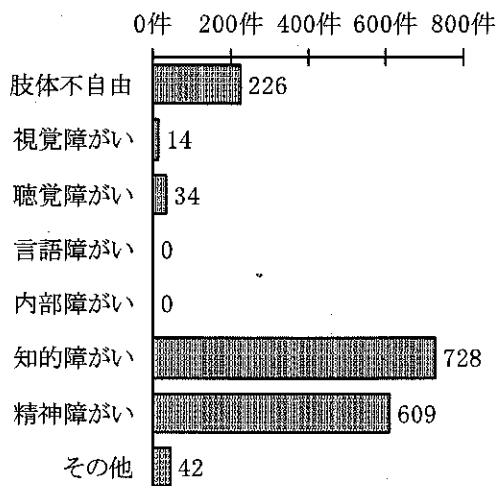
《相談者》



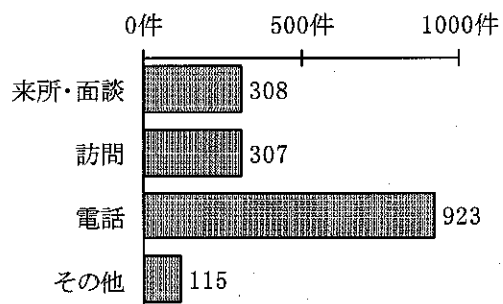
《対象者の年齢層》



《障がいの種類》



《相談の方法》



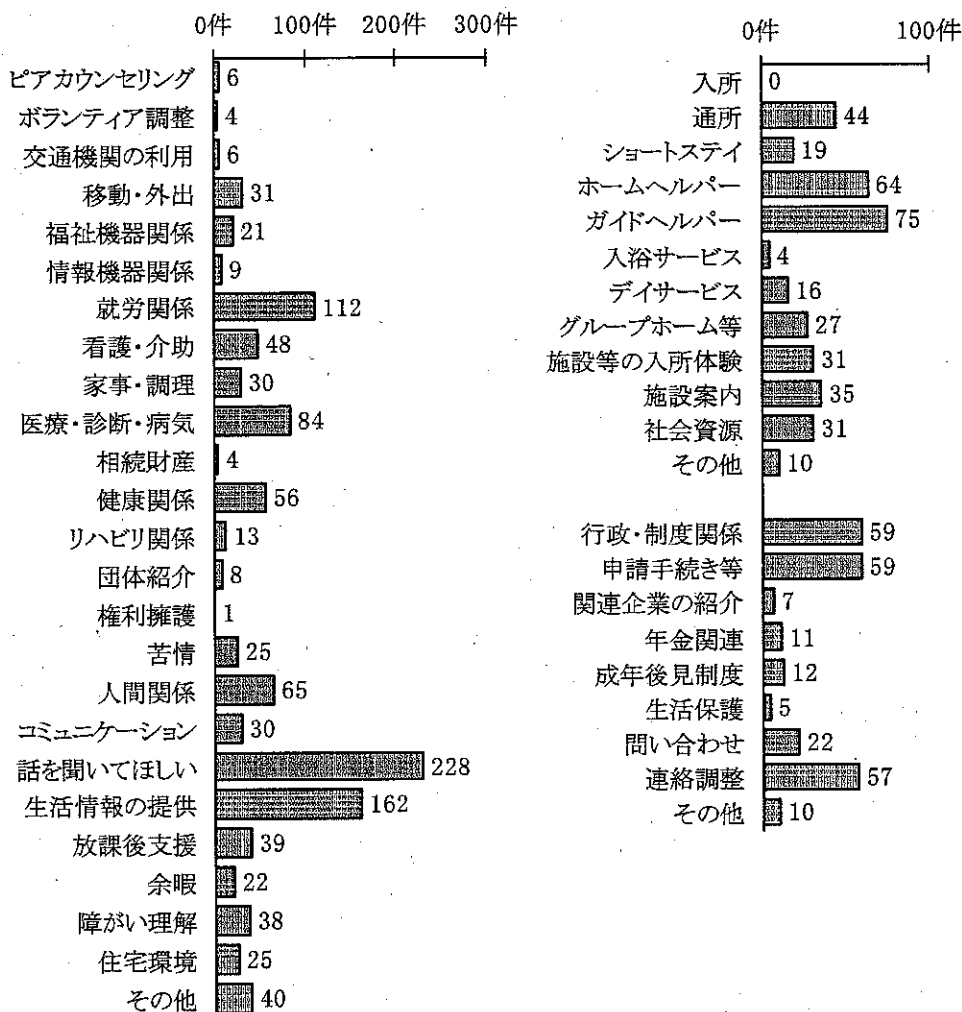
※「相談者」と「対象者の年齢層」には、「地域生活サポートセンターとらいむ」の数を含まません。

(2) 相談内容

相談内容は多岐にわたりますが、「話を聞いてほしい」が最も多くなっているほか、「就労関係」「医療・診断・病気」「健康関係」「人間関係」「生活情報の提供」といった生活全般の相談が多数を占めています。

「ホームヘルパー」「ガイドヘルパー」などの在宅サービスの利用相談や、「行政・制度関係」「申請手続き等」など制度利用案内も多くなっています。

《相談内容》

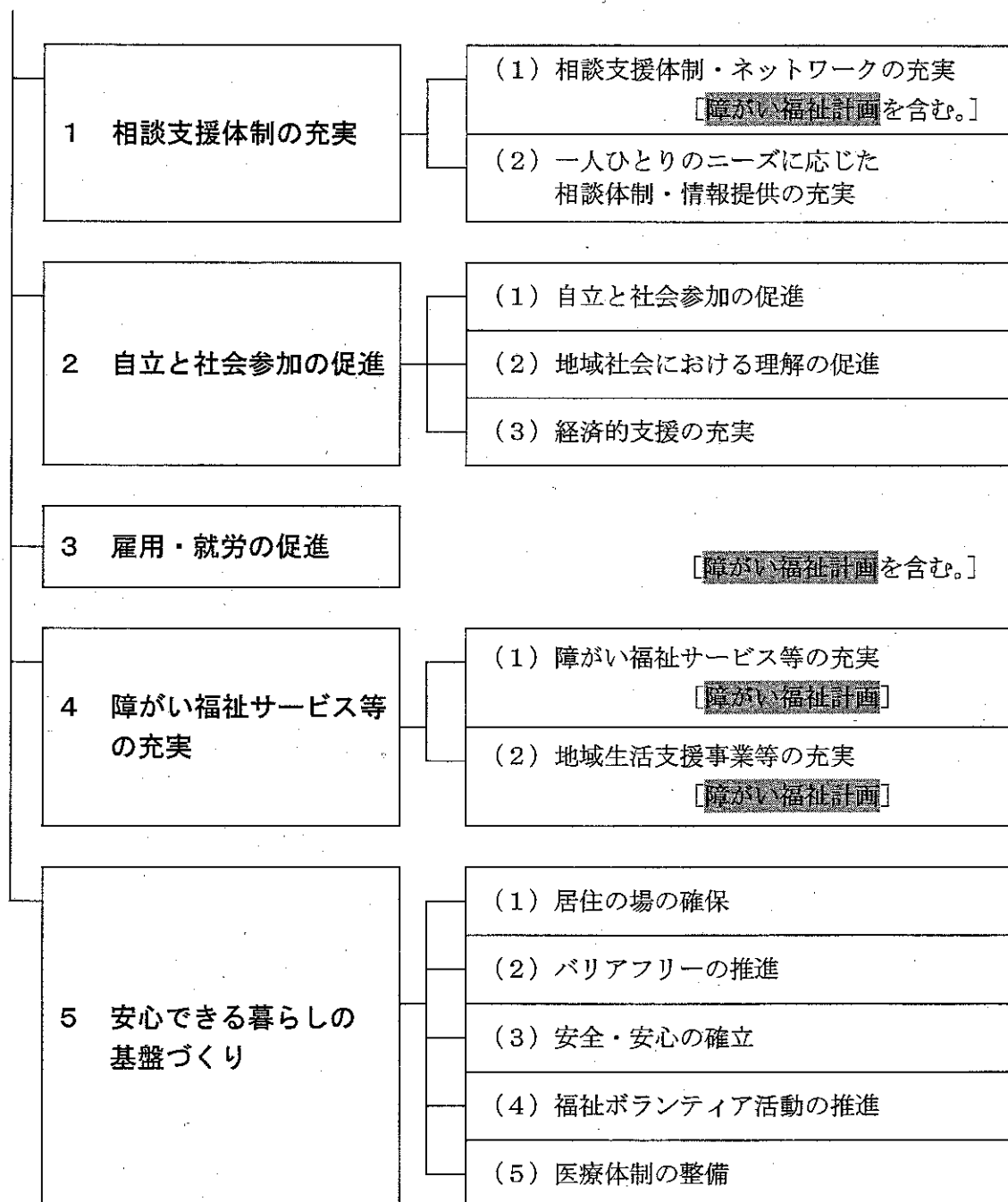


※同一人の相談内容を、複数の項目に計上しているケースもあります。

第3章 施策の体系と展開

【施策の体系（全体）】

逗子市障がい者福祉計画



1 相談支援体制の充実

平成18年の障害者自立支援法の施行により、様々な障がい福祉サービスの対象として三障がいが一元化され、サービスの利用方法も変わったことで、それぞれの利用者にかかる新たな需要が生まれてきています。

一方で、障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには生涯を通じた支援体制が必要になってきます。この一貫したシステムを構築し、誰もがいつでも必要な時に必要なサービスを得られるよう、安心できる相談支援体制の整備に努めます。

本計画では「相談支援」を本市の障がい福祉サービスの重要な基盤と捉え、障がいのある方をはじめ、家族や支援者、地域にとってわかりやすく利用しやすいサービスが実現できる相談支援体制の構築を目指します。

【施策の体系】

(1) 相談支援体制・ネットワークの充実

- ①相談支援体制の充実
- ②相談員活動、ピアカウンセリング活動の充実
- ③逗子市自立支援協議会との連携
- ④医療機関とのネットワーク化

(2) 一人ひとりのニーズに応じた相談体制・情報提供の充実

- ①児童に対する支援の充実
- ②発達障がい・難病の方等に対する支援や理解の充実
- ③相談ケース（要保護、要支援家庭の増加）への対応
- ④障がい特性に応じた情報提供の充実

(1) 相談支援体制・ネットワークの充実

【施策の課題】

障がいのある方の様々な相談に対し適切に応えていくためには本人の障がいだけでなく、地域社会の抱える福祉課題を見据えた対応が必要です。地域社会における支援を普及するため、障がい福祉に関する情報の受発信の場を拡充していくという考え方が重要です。市役所や相談支援事業所などの相談窓口を中核としながらも、地域コミュニティや各種福祉団体の活動に向いての相談対応にも努める必要があります。

市は、障がい者や障がい児の保護者等に対する情報提供や相談・支援に際し、利用者の適切なサービスまたは指定事業者の選択のために、障がい福祉サービスの支給申請の受付、サービス利用に関するあっせん・調整を行うこととされています。今後は、逗子市自立支援協議会と連携し、体制の一層の充実が必要となっています。

【施策の展開】

① 相談支援体制の充実

- *本市には現状では市内外3か所の相談窓口があり、それぞれの障がいに応じた支援を行っています。障がい重複するケースなど連携が必要な際の連絡調整等について、今後協議システムの構築を図ります。
- *障がい者とその家族が身近で気軽に相談でき、相談内容に応じて適切な関係機関につなげていくネットワーク体制を確立します。
- *相談窓口についての広報、情報提供を行うとともに、24時間いつでも相談対応を行える体制づくりに努めます。
- *市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）、成年後見制度利用支援事業を実施します。

相談支援事業 障がい福祉計画（～平成23年度）

	年度（平成）	実績		見込量			
		18	19	20	21	22	23
相談支援事業	設置数（か所）	2	3	3	3	3	3

※相談窓口は、平成18年10月より「支援センター風」（主に身体障がい・知的障がいの方対象）、「地域生活サポートセンターとらいむ」（主に精神障がいの方対象）に事業委託。平成19年11月から「カモミール」（主に精神障がいの方対象）へ事業委託。

②相談員活動、ピアカウンセリング活動の充実

- *障がい者団体等の育成支援を図り、身近な相談窓口としての機能を強化します。
- *地域において障がい者の相談、指導、助言等を行う神奈川県障害福祉相談員の活動の周知を図ります。
- *障がいのある当事者同士がお互いに支援や相談を行えるようなカウンセリング活動等の体制の確立について検討します。

③逗子市自立支援協議会との連携

- *関係者が相互に協議や情報交換できる場を設け、ケアマネジメント体制の構築について検討します。

④医療機関とのネットワーク化

- *障がいのある方に対する適切な医療と社会復帰を促進するため、医療機関とのネットワーク化を図り、相談支援体制の連携を図ります。



(2) 一人ひとりのニーズに応じた相談体制・情報提供の充実

【施策の課題】

相談実績を見ると、相談を受ける方はあらゆる年齢層に広がっており、その内容も就労関係、生活情報の提供、放課後支援、移動・外出など、ライフステージごとに多岐にわたっています。

一人ひとりの障がいや生活状況などに留意しつつ、早い段階から気軽に相談できるような情報提供、仕組みづくりが求められています。

【施策の展開】

① 児童に対する支援の充実

- *妊娠中からの健康管理の充実を図るため医療機関との連携に努め、発達の遅れ等を早期に発見する場として、乳幼児健康診査や相談体制の充実を図ります。
- *療育相談室や通園事業を通じ、子どもの心身の発達等の障がいにかかる遅れや早期発見に関して、個別に保護者や障がい者(児)からの相談に対応するとともに、保護者の様々な心の問題に取り組みます。
- *鎌倉保健福祉事務所の主催で、通園事業へ参加中の児童に対して年2回、歯科医師が検診を行い、保護者に対しては歯科衛生士がブラッシング指導を行っています。
- *発達の遅れや障がいの可能性がある児童の保護者が互いに交流し、子育てに関する心理的負担の軽減を図るための子育て自主グループに対し、支援を行います。

療育相談

年度(平成)	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
相談件数(件)	1,443	893	1,348	1,318	1,628
心理相談(件)	575	153	659	—	—
言語相談(件)	554	458	442	—	—
その他(件)	314	282	247	—	—

ハイリスク歯科検診

年度(平成)	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
受診者数(人)	18	11	14	水準維持	水準維持

②発達障がい・難病の方等に対する支援や理解の充実

*発達障がいや難病の方がその状況に応じて、専門指導が受けられるよう、学校・関係機関と連携し、適切な支援体制の確立や理解のための啓発活動に努めます。

③相談ケース（要保護、要支援家庭の増加）への対応

*相談が複雑化・重度化する今日において、本人のみならず家族全体への支援を実現するため、各関係機関と連携して総合的な支援を行います。

④障がい特性に応じた情報提供の充実

*視覚障がい者や聴覚障がい者に対する情報提供の体制強化を図るとともに、民生委員児童委員、神奈川県障害福祉相談員、施設関係者等と連携し、個々の実情にあった情報の提供を行います。

*「声の広報ずし」を発行するとともに、福祉会館、高齢者センター、公民館、図書館、青少年会館などの施設への配布を行います。

*障がい者が利用できる各種制度等についての多様な情報を収録した「障がい者のしおり」を、それぞれの障がい者に適した分かりやすく活用しやすい形で提供するように努めます。

*インターネット等を活用した最新の情報提供に努めます。

「声の広報ずし」の制作

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
発行数／号（本）	25	25	25	16	16

※平成20年5月から、発行が月1回に変更されています。

2 自立と社会参加の促進

少子高齢化や核家族化がすでに現実となっている今日の社会構造が、更に変化し続けていく中で、障がいのある児童や子育てへの不安による保護者の心の病が増加傾向にあります。障がいや発達に心配感のある子どもたちは早期発見、早期療育の対応いかんにより、その後の発達に大きく影響を及ぼします。加えて、平成17年度に施行された発達障害者支援法による具体的な施策も課題となっています。

障がいのある方が、障がいのない方と同様に、その方らしく当たり前の人生を歩んでいくためには、生涯を通じた一貫した支援システムを構築する必要があります。しかし、これを実現するためには同時に、家庭外の地域社会や学校、企業、施設等の十分な理解が必要となります。

本市では、これまでも社会福祉協議会やボランティアの市民・団体等の協力を得ながら福祉教育や啓発事業を行ってきましたが、障がいのある方が真に地域で自立し、社会参加を可能とするためには、さらに具体的な取り組みが必要となります。

【施策の体系】

(1) 自立と社会参加の促進

- ①生涯を通じた継続的な支援
- ②障がいの早期発見・対応の充実
- ③療育の充実
- ④発達障がいの児童等に対するサポート体制の充実
- ⑤学校教育の充実
- ⑥生涯学習の充実

(2) 地域社会における理解の促進

- ①権利擁護施策の推進
- ②人権擁護意識の普及・啓発
- ③福祉教育の推進
- ④福祉教育講座の充実
- ⑤交流・ふれあい事業の推進
- ⑥障がい者団体への支援・育成

(3) 経済的支援の充実

(1) 自立と社会参加の促進

【施策の課題】

「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の理念のもと、障がいのある方もない方も共に地域で主体性をもち、いきいきと生活できることを目指すことが大切です。

障がいのある方が主体的に自立生活を送ることができるようにするための選択肢を広げ、生活の質の向上に向けて様々な福祉サービスを選択できる仕組みをつくることが重要です。

障がいのある方自身が主体的に社会とかかわり、もてる能力を十分発揮できるような施策を推進します。

主体性・選択性を尊重することは、支援におけるキーワードとなっています。一人ひとりの障がいの実態に応じた主体性・選択性につながる力を引き出し育てるといふ、発達支援の発想が重要となります。

【施策の展開】

①生涯を通じた継続的な支援

*乳幼児期から学齢期、青年期、壮年期、高齢期とそれぞれのライフステージに応じて必要な支援が受けられるよう保健・医療・福祉・教育・労働等との連携による生涯を通じた体制の整備を進めます。

②障がいの早期発見・対応の充実

*乳幼児健診のほか、医療機関等との連携などにより、障がいの早期発見、保護者のサポート体制の充実を図ります。

③療育の充実

*専門的な保育や一人ひとりの障がいの状況に応じたケアを受けられるよう、教育・福祉・医療等の関係機関との連携、ネットワークの形成を進め、療育相談体制の充実を図ります。

*療育の総合相談窓口の設置を検討します。

*保育所や幼稚園における障がい児の受け入れ体制を整備し、健常児との統合保育を推進します。また、障がいの種類や程度、適性などを見極めながら、障がい児一人ひとりに応じた保育・教育の充実を図ります。

*障がい児保育研修などを実施し、障がい児保育における課題の把握や、障がい児の発達状況に応じた保育のあり方などについて理解を深めます。また、保育士など支援スタッフの資質向上を図り、適正な保育指導に努めます。

④発達障がいの児童等に対するサポート体制の充実

*学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症の児童等に対する総合的な支援体制として特別支援教育の推進体制の整備を進め、乳幼児期から学齢期を経て就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を図ります。

⑤学校教育の充実

*市内公立小・中学校に在籍している障がいのある児童・生徒が、学校生活を営むにあたって介助を必要とする場合に、就学支援体制の充実のため学習支援員を派遣し、特別支援教育の推進体制の整備を進めます。

学習支援員の派遣

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
派遣数（人）	20	24	24	水準 維持	水準 維持
小学校（人）	18	22	22		
中学校（人）	2	2	2		

*市内公立小・中学校特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者の経済的負担軽減のため、就学に必要な費用の一部を援助します。

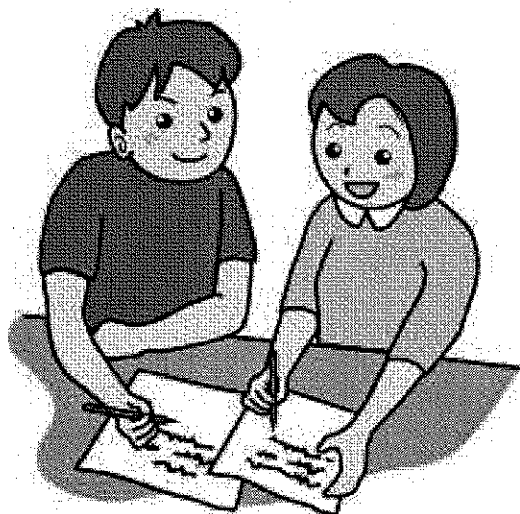
特別支援学級通学児童生徒の就学支援

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
対象者（人）	20	12	5	水準 維持	水準 維持
小学校（人）	17	9	4		
中学校（人）	3	3	1		

*教育委員会と連携し、就学指導の充実や教職員等の知識・技能の向上に努めます。また、県・医療機関等関係機関との連携により、障がい児の就学相談・指導体制の充実を図るとともに、交流教育を実施します。

⑥生涯学習の充実

- * 「ずし生涯学習推進プラン」との整合を図りつつ、障がい者の参加に配慮した様々な学習機会の提供と、指導者の確保、養成および資質の向上、学習情報の提供、充実等の施策を推進します。
- * 来館しなくとも図書館情報を入手できるようインターネットによる図書館所蔵情報の提供を行うとともに、来館が困難な障がい者への宅配貸出サービスや、視覚障がい者のために録音図書の貸出しを行います。



(2) 地域社会における理解の促進

【施策の課題】

アンケート調査では、市民のうち障がいのある方と日常的に「全くかわりがない」と回答した市民が、約3分の1を占めています。障がいのある方々は、暮らしの中で向上させたいこととして「旅行」「買物、遊びなど外出」「障がいの有無に限らない様々な交流」など、地域社会での交流を求める方が少なくありません。

障がいのある方々が地域でふつうに暮らし続けるためには、地域社会における理解や交流が特に重要な支えとなります。

【施策の展開】

① 権利擁護施策の推進

* 「かながわ権利擁護相談センター」および「逗子あんしんセンター」との連携により、成年後見制度利用支援事業など、自己の意思表示が困難な障がい者の人権を守るための相談・支援に努めます。

逗子あんしんセンター契約件数（高齢者を含む）

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
契約件数（件）	38	40	38	45	50
金銭管理（件）	26	29	27	—	—
財産管理（件）	12	11	11	—	—

② 人権擁護意識の普及・啓発

* 障がいのある方を含む全ての人の尊厳が守られる社会を目指し、障がい者差別のない人権意識の普及・啓発に努めます。

* 「障害者週間」「人権週間」等を中心に、記念行事等の啓発活動を推進します。また、市の広報紙やホームページ、情報メディア等を効果的に活用し、障がいに関する理解の促進と人権尊重意識の高揚を図ります。

* 障がいのある方に対する虐待、いじめや、差別意識を根底とする事件などが起きないよう、市民の意識啓発や福祉教育の充実・推進に努めます。

③福祉教育の推進

- *各学校で実施されている社会奉仕体験等の教育活動を通じ、障がいのある方に対する理解を深める福祉教育を推進します。
- *家庭・地域・職場など住民の身近な日常生活の中で、障がいのある方の問題や人権、福祉について学べる場の充実に努めます。

④福祉教育講座の充実

- *障がいに関する正しい理解・啓発を進めるため、市民を対象とした福祉教育講座の開設に努めます。

⑤交流・ふれあい事業の推進

- *障がいのある方と交流できる機会を関係機関や地域と連携して拡充するとともに、学校等における交流活動の充実に努めます。
- *障がい者の住みよいまちづくり事業の一環として、障害者週間に市役所ロビーで障がい者の作品を展示し、市民の理解を深めるとともに交流を進めます。

ふれあい作品展の開催

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
参加者数（人）	138	80	108	160	160

⑥障がい者団体への支援・育成

- *障がい者同士が共に悩みを話し合い、様々な活動に取り組んでいくために、自助グループの育成・支援に努めます。
- *市内に在住する障がい者を対象に、心身障がい者（児）福祉団体が行う様々な活動への支援を行います。
- *公共施設等における活動する場の提供に努めます。

心身障がい者（児）福祉団体への助成

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
対象数（団体）	7	7	7	8	9

(3) 経済的支援の充実

*既存の経済的支援にかかる事業については引き続き実施するとともに、広報等を通じ制度の周知に努めます。

- ・重度心身障がい者（児）の生活の向上と福祉の増進を図るため、「重度心身障害者（児）手当」を支給します。
- ・日常生活において常時特別の介助を必要とする在宅の重度障がい者に対し、20歳以上は「特別障害者手当」、20歳未満は「障害児福祉手当」を支給します。
- ・重度の身体、知的障がい者の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分への助成を行っています。

重度心身障がい者（児）手当の支給

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
身体障害者手帳1～2級 またはIQ35以下（人）	935	943	966	水準 維持	
身体障害者手帳3級（人）	190	189	195		
児童（身体障害者手帳1～3級 またはIQ35以下）（人）	36	38	42		
精神障害者保健福祉手帳 1級（人）	43	46	48		
精神障害者保健福祉手帳 2級（人）	93	110	120		
計（人）	1,297	1,326	1,371		

各種手当の支給

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
特別障害者手当（人）	27	22	27	水準 維持	
障害児福祉手当（人）	12	10	11		
経過的福祉手当（人）	6	4	4		

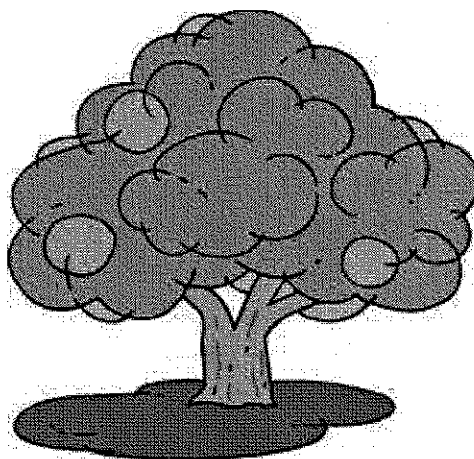
重度障がい者医療費等の助成

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
身体障害者1・2級（人）	874	890	894	水準 維持	
知能指数 35以下（人）	64	86	69		
計（人）	938	976	963		

各種医療の給付

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
更生医療の給付 実施人数（人）	9	4	13	水準 維持	
身体障害児育成医療費の給付 対象者数（人）	12	15	11		

※「更生医療」は、18歳以上の身体障害者手帳所持者を対象に、障がいの軽減と除去のため必要な医療（角膜手術、角膜形成手術、心臓手術、血液透析療法等）を給付。「身体障害児育成医療」は、身体に障害のある18歳未満の児童に対し、その医療費の全部または一部を負担し、早期治療による障がいの除去・軽減を図るもの。共に現在は「自立支援医療」に含まれます。



3 雇用・就労の促進

障がいのある方が地域社会で自立して生活を営んでいくためには経済的な基盤を確保することが必要であり、そのための就労の場や機会を確保することが重要な課題となります。

就労支援を行っている作業所や施設等が具体的にどのような仕事や支援に取り組んでいるか、個々の企業がどのような状況にあるかなど、雇用・就労にかかる実態を十分踏まえて取り組んでいく必要があります。また、市内だけでなく近隣市町とも連携し、働くことができる場の確保が必要です。

現在「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、企業や国、地方公共団体は障がい者の雇用率を定め、一定割合の障がい者の就労を義務付けており、障がいのある方にとって満足のできる雇用形態となるよう努めることが必要です。

本市では、近隣の就労援助センター等との協力のもと、障がいのある方に対する就労支援を行っていますが、さらに積極的な取組みが求められています。今後は、個人に適した就労が選択できるよう、きめ細かな支援体制を整備するとともに、雇用する側に対して障がい者就労に関する理解や積極的な雇用を求めていくことが必要です。

【施策の体系】

- ①就労へ向けた相談支援体制の充実
- ②就労体験実施可能企業の確保
- ③公共施設における就労の場の確保
- ④雇用主に対する理解促進
- ⑤工賃向上のための支援
- ⑥福祉ショップ・地域作業所等に対する支援
- ⑦逗子市自立支援協議会との連携
- ⑧就労への移行を促進する支援策の充実

【施策の展開】

① 就労へ向けた相談支援体制の充実

- * 就労に向け、障がい特性に応じた対応体制づくりを図ります。
- * 相談支援体制の中で、就労可能な事業所等の情報を共有できるよう努め、相談支援事業所や公共職業安定所、就労援助センター、商工会等との関係機関相互の連携による相談支援体制の充実を図ります。
- * ジョブコーチ等との連携により、就労後も継続して働き続けるための支援体制の整備を図ります。

② 就労体験実施可能企業の確保

- * 体験的な就労の実施可能な企業の確保およびその周知に努めます。
- * 雇用促進のための各種助成制度の周知を図るため、公共職業安定所等と連携を図ります。また、パンフレットの配布や障害者就職面接会の広報による周知を行うなど、情報発信の強化を図ります。

③ 公共施設における就労の場の確保

- * 公共施設での業務において、障がいのある方の雇用・就労の場を確保できるよう努めます。

④ 雇用主に対する理解促進

- * 障がい者団体や商工関係団体等と連携し、市内の企業、商店、事業所等に対し、障がいのある方の雇用に関する理解を促します。
- * 市内在住の知的障がい者、精神障がい者を3か月以上雇用する市内外の事業主に対して報償金を支払うことにより、当事者の雇用を促進し、就労の定着を図ります。
- * 障がいのある方を雇用するために必要なことについての学習活動の理解の促進、法定雇用率等の制度の周知に努めます。

知的障害者等雇用報償金（対象者数）

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
知的障がい者(人)	15	17	18	22	25
精神障がい者(人)	—	1	3	7	10
市内事業所(か所)	4	4	4	5	6
市外事業所(か所)	10	10	10	11	12

⑤工賃向上のための支援

- *福祉的就労の場における工賃について、神奈川県や関係機関と連携しながら向上に努めます。

⑥福祉ショップ・地域作業所等に対する支援

- *福祉ショップや地域作業所の利用が充実するよう、地域の商工事業者や住民に対し積極的に働きかけます。
- *地域作業所に助成することにより、通所者の社会参加の場を確保するとともに、地域作業所の健全な運営の維持と充実を図ります。

⑦逗子市自立支援協議会との連携

- *逗子市自立支援協議会を通じての新たなネットワークを構築し、就労援助センター、養護学校、公共職業安定所、商工会などの就労・福祉各関係機関とのさらなる連携強化を図り、「就労」を含めた地域の障がい者福祉に関するシステムづくりについて協議を行います。

⑧就労への移行を促進する支援策の充実

- *障がいのある方がより就労へ移行できるよう配慮し、必要に応じた支援策を講じます。また、一般就労への移行を支援し、一般就労が困難な方に対しては、その特性に合わせた福祉的就労の場が提供されるよう努めます。

【就労移行支援事業】

- *一般企業への就労が見込まれる障がい者に対し、一定期間にわたって雇用移行支援を行います。

【就労継続支援事業（A型）】

- *雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者で、「就労移行支援事業」により一般企業への雇用に結びつかなかった人や、養護学校を卒業して雇用に結びつかなかった人等を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や一般企業への雇用に向けた支援等を行います。
- *現行の福祉施設の利用者のうち本事業の対象者見込数を基礎として、施設の新事業体系への移行、退院可能な精神障がい者などの新たな利用者等を勘案して利用者数を見込みます。

【就労継続支援事業（B型）】

*生産活動にかかわる知識や能力の向上が期待される障がい者で、一般企業等での就労経験があるが、実際に雇用されることが困難な人に対し、継続した就労機会の提供、雇用への移行支援を行います。

【トライアル雇用の活用等による就労移行に向けた支援】

*養護学校や授産施設、関係団体とのネットワーク強化によるトライアル雇用やジョブコーチの活用等により、就労移行に向けた支援策の強化を図ります。

※後掲「障がい福祉サービス等の充実」でも、各サービスの説明を掲げています。

日中活動系サービス（就労支援関係）の見込量 **障がい福祉計画（～平成23年度）**

	年度（平成）	実績		見込量			
		18	19	20	21	22	23
就労移行支援	利用量（人日）	19	21	40	47	55	62
	実利用者数（人）	1	2	3	3	3	3
就労継続支援A型	利用量（人日）	0	0	69	69	92	92
	実利用者数（人）	0	0	3	3	4	4
就労継続支援B型	利用量（人日）	0	11	286	297	560	571
	実利用者数（人）	0	1	26	27	41	42

※「利用量（人日）」は1か月あたり、実績は各年度3月のものです。

※「就労移行支援」は、支給決定者に占める実利用者数の比率が高まるとともに、1人あたり利用量も増加すると見込んでいます。

※「就労継続支援A型」は、B型の1割程度とし、1人あたり月23日と見込んでいます。

※「就労継続支援B型」は、移行済み及び移行予定の各施設について就労移行支援と同様の方法で算出したうえで、旧法施設から新法施設への移行予定年次を考慮に入れています。

4 障がい福祉サービス等の充実

平成18年度の障害者自立支援法施行により、障がい福祉サービス等が次のとおり大きく再編されました。

- ①障がい福祉サービスの一元化
 - ・3障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）の一元化
 - ・実施主体の市町村への一元化
- ②利用者本位のサービス体系に再編
 - ・介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の創設
 - ・「日中活動の場」と「住まいの場」の分離
- ③客観的な障害程度区分の導入と支給決定の透明化、明確化
- ④サービス利用者の利用料原則1割負担
- ⑤自立支援医療制度への移行（旧：育成医療、更生医療、精神通院公費負担）
- ⑥補装具と日常生活用具給付事業の再編

障がいのある方が安心してサービスの提供を受けるためには、サービスの「量」だけでなく「質」の確保も今後重要になってきます。

このため、相談支援事業や移動支援事業などの地域生活支援事業（市独自の事業）について、従事する職員の質の向上や返子市自立支援協議会を通じての事業評価等を通じ、より質の高いサービス提供体制の構築に努めます。

【施策の体系】

（1）障がい福祉サービス等の充実

- ①訪問系サービス
- ②日中活動系サービス（就労支援関係を除く。）
- ③居住系サービス
- ④相談支援（サービス利用計画作成）
 - ※就労支援関係のサービスは「3. 雇用・就労の促進」に掲げています。

（2）地域生活支援事業等の充実

- ①相談支援事業
- ②コミュニケーション支援事業
- ③日常生活用具・補装具給付事業
- ④移動支援事業
- ⑤地域活動支援センター、地域作業所
- ⑥訪問入浴サービス事業
- ⑦更生訓練費給付事業
- ⑧日中一時支援事業
- ⑨自動車運転免許取得・改造事業

平成 23 年度における数値目標について **障がい福祉計画（～平成 23 年度）**

国および県の指針を受け、障がいのある方の自立支援において地域生活の移行や就労支援といった新たな課題への対応として、平成 23 年度を目標年度に、次のような「数値目標」を設定しています。

《入所施設の入所者の地域生活への移行》

平成 17 年 10 月現在の入所者の 6 %以上が地域生活に移行することを目指します。

項 目	人数	移行割合	備 考
平成 17 年 10 月 1 日入所者数 (A)	30人		
【目標値】地域生活移行 (B)	3人	10.0%	(A) のうち、平成 23 年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
新たな施設入所支援利用者 (C)	1人		平成 23 年度までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成 23 年度末の入所者数 (D)	28人		平成 23 年度末の利用人員見込み (A - B + C)
【目標値】入所者削減見込み (E)	2人	6.7%	差し引き減少見込み数 (A - D)

《入院中の精神障がい者の地域生活への移行》

退院後の生活を支援する市内の体制の整備状況を考慮し、平成 23 年度末までに退院可能な入院者の約 4 割が地域生活に移行していることを目指します。

項 目	人数	備 考
平成 17 年 10 月 1 日現在の退院可能精神障がい者数	18人	
【目標値】減少数	7人	平成 23 年度末までに減少を目指す数

《福祉施設から一般就労への移行》

支援体制整備の状況を鑑み、年間 2 人程度の移行を進めることを基本とします。

項 目	人数	備 考
平成 17 年度現在の年間一般就労者数	1人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】年間一般就労者数	2人	平成 23 年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

「数値目標」に対する国・県の考え方

国の指針によると、第1期障害福祉計画（平成18年度～20年度）の策定に際して示された考え方は、第2期計画（平成21～23年度、本計画を指す。）に当たっても、基本的には変更しないとされています。

第1期障害福祉計画の策定に際して示された考え方

①入所施設の入所者の地域生活への移行

- ・現在の入所施設の入所者1割以上が地域生活に移行することを目指す。
- ・平成23年度末時点の入所者数を、現在の入所者数から7%以上削減することを目指す。

②入院中の精神障がい者の地域生活への移行

- ・平成23年度末までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」が退院することを目指すし、減少目標値を設定する。

【県指針】平成17年度の退院可能精神障がい者数の7割以上が退院できることを目指す。

③福祉施設から一般就労への移行

- ・平成23年度において、障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する人の数が、平成17年度現在の移行実績の4倍以上とすることが望ましい。

【県指針】個々の市町村は平成17年度における福祉施設からの一般就労者数が0又は1名という場合も多く、年度による変動もあることから、過去数年の傾向を勘案して平均的な実績の4倍以上とすることとして差し支えない（合理的理由があれば4倍未満とする場合もありうる）。

- ・福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成23年度までに平成17年度時点の福祉施設利用者のうち2割以上が「就労移行支援事業」を利用するとともに、平成23年度末において就労継続支援事業利用者のうち3割は「就労継続支援（A型）事業」を利用することを目指す。

【県指針】国指針を基本としつつ、具体的なサービス見込量については、地域における障がい者の実情等を考慮して設定する。また、就労支援についても、国指針を基本としつつ、障がい者がライフステージに応じた働き方を選択できることを目指して目標を設定する。

第2期障がい福祉計画においては、上記のほか、「障がい者の地域生活への移行の一層の促進」「相談支援体制の充実・強化」「一般就労への移行支援の強化」「虐待防止に対する取り組みの強化」に取り組むことや、サービス見込量を提示する際には実利用者数も明記することが求められています。

(1) 障がい福祉サービス等の充実

【施策の課題】

利用者のニーズが多様化・高度化していく中で、福祉の制度も措置から契約へと移行してきています。多様な選択肢の中で、自らの選択により質の高い福祉サービスを利用することができる仕組みづくりが求められています。

利用者にとっては、自らの能力を最大限生かしながら、福祉サービスの利用により自立した生活を送ることができることを基本と考えます。

なお、障害者自立支援法について、平成18年度実施のアンケート調査で「知っている」と回答した方は、障がいのある方の3割でした。同法の施行による変化について、障がいのある方を介助・支援する人から見ると「経済的な負担が重くなる」という意識が目立ち、「サービスの選択がむずかしい」といった意識も見られました。有効なサービス提供体制づくりを進めることが重要です。また、障がい福祉サービス等を「現在利用している」と回答した人は3割程度であり、制度の一層の周知が課題となっています。

障がい福祉サービスのあらまし

	事業名	内 容	備 考
訪問系サービス	居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	障害程度区分1以上 身体介護を伴う通院介助は障害程度区分2以上であり、「歩行」ができない、または「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれかが見守り・一部介助・全介助
	重度訪問介護	重度の肢体不自由児・者で常に介護を要する方に自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。	障害程度区分4以上 2肢以上に麻痺等があり「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外
	行動援護	知的・精神障がいにより行動が困難な方に、行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。	障害程度区分3以上 行動関連項目8点以上
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	障害程度区分6 意思疎通に著しい困難を有し、①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者、②最重度知的障害者、③行動関連項目15点以上のいずれか

	事業名	内 容	備 考
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする方に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。	障害程度区分3以上 (施設入所者：区分4以上) 50歳以上：区分2以上 (施設入所者：区分3以上)
	自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う。 機能訓練（身体的リハビリテーション等） 生活訓練（社会的リハビリテーション等）	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。	
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。 A型（雇用に基づく就労機会の提供や一般企業の雇用に向けた支援等） B型（一定の賃金水準に基づく継続的就労機会の提供等）	
	療養介護	医療と常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行う。	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理…区分6、筋ジストロフィ・重症心身障害…区分5以上
	児童デイサービス	障がい児の方に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。	原則、個別療育・集団療育が必要な就学前児童
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	障害程度区分1以上
	施設通所支援 (旧法)	更生施設や授産施設への通所支援で、従前の身体障害者福祉法や知的障害者福祉法等の規定に基づくサービスを提供する。	
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間や休日の相談や日常生活上の援助を行う。	
	共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	
	施設入所支援	施設に入所する方に対して提供されるサービスで、主に夜間に提供されるもの。	
	施設入所支援 (旧法)	施設に入所する方に対する支援で、従前の身体障害者福祉法や知的障害者福祉法等の規定に基づくサービスを提供する。	
	相談支援事業	福祉サービスの利用調整や、地域生活に関する相談に応じる。	

※障害程度区分とは、障がい者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6のほうが必要度が高い）です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるため、障害者自立支援法施行の際に導入されました。障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう106項目の調査を行い、市の判定審査会における総合的な判定を踏まえて市長が認定します。

【施策の展開】

①訪問系サービス

(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)

*現在の利用者数を基礎として、今後の利用者数の伸び、退院可能な精神障がい者などの新たな利用者を勘案して利用者数を見込み、利用実績や支給決定状況等を踏まえた1人1か月当たりの利用時間数を乗じて量を見込みます。利用者に対する適切なサービス量の確保が今後とも課題となります。

*入所入院から在宅への移行など、専門的な対応が今後重要となってくることが予想されるため、市内事業者を中心にサービスの提供体制を整備することが必要です。

訪問系サービスの見込量 **障がい福祉計画（～平成23年度）**

	年度（平成）	実績		見込量			
		18	19	20	21	22	23
訪問系サービス	利用量（時間）	1,052	551	1,051	1,218	1,385	1,551
	実利用者数（人）	49	32	42	52	62	72

※「利用量（時間）」は1か月あたり、実績は各年度3月のものです。

②日中活動系サービス

(生活介護、自立訓練、児童デイサービス、短期入所、療養介護)

*障がいのある方の社会参加、自立、生きがいを支えるサービスで、自宅以外で「過ごす」場の提供や、「訓練する」、「働く」といった活動の支援です。サービスによっては市内に事業所がないものもあり、近隣の市へ通所している場合があります。市内にないサービスの普及、周知等や圏域単位での広域的な対応体制が課題となっています。

日中活動系サービスの見込量（就労支援関係をのぞく、障がい福祉計画（～平成23年度））

	年度（平成）	実績		見込量			
		18	19	20	21	22	23
生活介護	利用量（人日）	10	374	410	420	1,312	1,322
	実利用者数（人）	1	40	41	42	90	91
自立訓練 機能訓練	利用量（人日）	0	0	0	23	23	23
	実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
自立訓練 生活訓練	利用量（人日）	0	14	46	46	69	115
	実利用者数（人）	0	1	2	2	3	5
児童デイ サービス	利用量（人日）	0	3	8	13	19	25
	実利用者数（人）	0	1	2	2	3	4
短期入所	利用量（人日）	22	45	205	212	230	238
	実利用者数（人）	2	4	7	9	12	15
療養介護	実利用者数（人）	0	0	0	1	3	5

※「利用量（人日）」は1か月あたり、実績は各年度3月のものです。

※前計画における「障害者デイサービス」は、生活介護等に移行済です。

※「生活介護」は、就労継続支援B型と同様な方法により算出しています。

※「自立訓練機能訓練」「療養介護」は、実績がなかったため、前計画と同様としています。

※「自立訓練生活訓練」は、地域生活移行の数値目標の全員が利用を開始と想定し、1人あたり月23日と見込んでいます。

※「児童デイサービス」「短期入所」は、就労移行支援と同様な方法により算出しています。

旧法施設支援（日中活動系） 障がい福祉計画（～平成23年度）

	年度（平成）	実績		見込量			
		18	19	20	21	22	23
旧法 施設支援	実利用者数（人）	75	74	74	73	1	0

※「利用量（人日）」は1か月あたり、実績は各年度3月のものです。

*社会福祉施設等に通所または通園する身体障がい児（者）、知的障がい児（者）、精神障がい者に対し、交通費の支援を行います。

心身障がい者（児）施設等への通所補助

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
交通費支援対象者数（人）	106	117	113	125	水準維持

心身障がい児通園事業

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
利用者数（人）	18	10	9	水準維持	水準維持
精神発達遅滞（人）	2	0	3		
自閉的傾向（人）	12	6	4		
脳性マヒ（人）	1	0	0		
肢体不自由（人）	2	1	1		
その他（人）	1	3	1		

※目標値・見込量は別掲「日中活動系サービスの見込量」を参照してください。

通所施設の整備

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
実施状況（か所）	—	1	1	1	水準維持

*市内の民間障がい者福祉施設に対し、運営上の支援を行い、通所者が安全・快適に作業等に取り組めるよう施設経営の支援を行います。

民間障がい者福祉施設の支援

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
人件費補助人数（人分）	4	4	4	4	水準維持

③居住系サービス（共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援）

- *共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）に関しては、現時点の利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、退院可能な精神障がい者などの新たな利用者等を勘案して利用者数を見込みます。共同生活に対するニーズは、就労や自立生活訓練に取り組む人の増加、家族の高齢化などに伴い今後一層高まっていくことが予想されます。
- *施設入所支援に関しては、平成23年度末までに、現在の福祉施設の入所者数の1割以上が地域生活（共同生活援助、共同生活介護、自宅等）へ移行することを目指すとともに、新規入所を最小限に止め、平成23年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者数から6%以上削減することを目指します。

居住系サービス 障がい福祉計画（～平成23年度）

	年度（平成）	実績		見込量			
		18	19	20	21	22	23
共同生活援助・共同生活介護	実利用者数（人）	24	26	27	32	33	34
施設入所支援	実利用者数（人）	0	3	14	17	18	28
旧法施設入所	実利用者数（人）	30	28	17	13	11	0

※ 数値は、いずれも実利用者数（人）。実績は各年度3月のものです。

※「共同生活援助」「共同生活介護」の見込量（合計）は、就労移行支援と同様な方法により算出したうえで、平成23年度の数値目標である入所施設の入所者の地域生活移行者数を、本サービスの実利用者数に上乗せして算出しています。

※「施設入所支援」および「旧法施設入所」の見込量は、両サービスについて、就労移行支援と同様な方法により算出したうえで、旧法施設から新法施設への移行予定年次を考慮に入れています。

グループホーム・ケアホームの整備（施設数）

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
整備箇所数（か所）	4	4	4	7	10
身体障がい（か所）	0	0	0	0	1
知的障がい（か所）	4	4	4	6	7
精神障がい（か所）	0	0	0	1	2

※身体障がいの目標値は、ケア付き住宅を充てたものです。

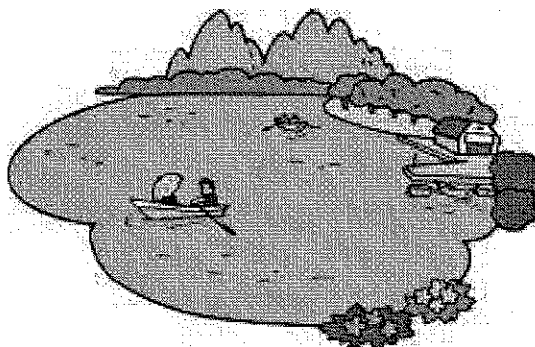
④相談支援（サービス利用計画作成）

*長期の施設入所や入院から地域生活への移行を希望する方や、判断能力が不十分と考えられる单身の方など特に計画的なプログラムに基づく支援を必要とする方に、サービス利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行うとともに、様々な相談を指定相談支援事業者が応じる事業です。介護給付・訓練等給付のサービスをいくつか組み合わせて利用する場合などに、市がサービス計画の作成費を支給します。また、様々な社会資源を活用し、よりよい地域生活を送ることができるよう情報の提供、紹介、利用援助などを行います。

相談支援（サービス利用計画作成） 障がい福祉計画（～平成23年度）

	年度（平成）	実績		見込量			
		18	19	20	21	22	23
相談支援	実利用者数（人）	0	0	0	3	6	10

※入所施設の入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行者、既存の相談支援事業所の相談に占める申請代行の対象者数を、平成23年度の見込量の参考としています。



(2) 地域生活支援事業等の充実

【施策の課題】

地域生活支援事業は、市町村が主体となって実施する事業です。このため、利用者負担等についても市町村が定めるものとされています。

本市では障害者自立支援法に則り、国・県のガイドラインに準拠して地域生活支援事業を引き続き実施していきます。

コミュニケーション支援事業では、現行事業における手話通訳者・要約筆記者のほか、情報バリアフリーについて知識・経験を有する人材が必要です。膨大な量の情報が取り扱われ、その重みが増している現代社会にあっては、情報面でバリアが生じないようにすることが特に大切です。

移動支援事業・日中一時支援事業では、1年間の中で時期ごとに利用ニーズが大きく変動しています。これらのサービスに従事するスタッフの確保に努めるほか、他の支援・サービスとの充実により補完するなどの工夫が必要になっています。

地域生活支援事業のあらまし

	事業名	内 容
地域生活支援事業	相談支援事業	福祉サービスの利用調整や地域生活に関する相談に応じます。
	コミュニケーション支援事業	聴覚障がいの方へ手話通訳者等を派遣します。
	日常生活用具給付事業	在宅の重度障がいの方を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な方に、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター、地域作業所	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進などの場を提供します。
	訪問入浴サービス事業	地域における身体障がいの方の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
	更生訓練費給付事業	旧法施設支援を利用し更生訓練を受けている身体障がいの方に更生訓練費を支給します。
	日中一時支援事業	障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がいのある方の日中における活動の場を確保します。
自動車運転免許取得・改造事業	身体障がいの方の日常生活上の利便および生活圏の拡大を図るために、免許の取得や改造に対し、その費用の一部を助成します。	

施策の展開

①相談支援事業 (1-(1)-①「相談支援体制の充実」再掲)

*本市には現状では市内外3か所の相談窓口があり、それぞれの障がいに応じた支援を行っています。障がい重複するケースなど連携が必要な際の連絡調整等について、今後協議システムの構築を図ります。

*障がい者とその家族が身近で気軽に相談でき、相談内容に応じて適切な関係機関につなげていくネットワーク体制を確立します。

*相談窓口についての広報、情報提供を行うとともに、24時間いつでも相談対応を行える体制づくりに努めます。

②コミュニケーション支援事業

*手話通訳者の設置・派遣事業とともに、平成20年度より要約筆記者の派遣事業を行っています。手話奉仕員養成講習会、要約筆記講座を引き続き実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

今後は、視覚障がい者への対応の強化も含め、情報バリアフリーの環境づくりを進めます。

コミュニケーション支援事業（手話通訳者の派遣） 障がい福祉計画（～平成23年度）

	年度（平成）	実績		見込量			
		18	19	20	21	22	23
コミュニケーション支援事業 （手話通訳者の派遣）	実利用者数（人）	26	25	30	31	32	33
	利 用 量（件）	326	424	436	455	474	493
	個 人（件）	214	291	306	319	332	345
	団 体（件）	67	71	65	68	71	74
	そ の 他（件）	45	62	65	68	71	74
	実設置見込者数（人）	2	2	2	2	2	2

手話奉仕員養成講習会、要約筆記講座の実施

年度（平成）		実績			目標値	
		17	18	19	23	26
手話奉仕員 養成講習会 （基礎課程）	開催回数（回）	1	1	1	1	実施
	受講者数（人）	21	22	18	30	30
要約筆記 講 座	開催回数（回）	1	1	1	1	実施
	受講者数（人）	10	5	9	20	20

③日常生活用具・補装具給付事業

- *日常生活用具の見込量については、現時点の給付対象者数を基礎として、利用者数の伸び等を勘案し利用者数を見込み、かつ給付実績を踏まえ量を見込みます。今後必要に応じて障がいの状況に応じ対象となる品目の拡大、支給基準対象額の再検討が必要となっています。
- *補装具については、身体障がい者の身体上の障がいを補い、必要な身体機能を回復するための給付を行います。
- *膀胱または直腸機能の障がいにより、ストマ用装具を装着している身体障がい者に対して、購入費の自己負担分の費用助成を行います。

日常生活用具給付事業 障がい福祉計画（～平成23年度）

年度（平成）	実績		見込量			
	18	19	20	21	22	23
介護・訓練支援用具 （体位変換器など）（件）	1	1	1	1	1	2
自立生活支援用具 （頭部保護帽など）（件）	2	5	5	5	6	6
在宅療養等支援用具 （透析液加温器など）（件）	9	7	7	7	8	9
情報・意思疎通支援用具 （点字器など）（件）	13	13	13	13	13	14
排泄管理支援用具 （ストマ用装具など）（件）	128	422	427	432	437	443
居宅生活動作補助用具 （移動等を円滑にする用具）（件）	0	0	0	1	1	1
合計（件）	153	448	453	459	466	475

※地域生活支援事業としての日常生活用具給付事業は、平成18年10月から行われています。

※ストマ用装具は、平成18年10月から、日常生活用具給付事業に移行されています。

身体障がい者補装具の交付

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
合 計（ 件 ）	462	187	104	105	105
義 肢（件）	8	1	4	10	10
装 具（件）	27	13	38	30	30
眼 鏡（件）	0	3	2	5	5
補 聴 器（件）	22	12	27	25	25
車 い す（件）	16	9	23	20	20
人工咽頭（件）	0	0	—	—	—
ストマ用装具（件）	382	137	—	—	—
そ の 他（件）	7	12	10	15	15

※人工咽頭・ストマ用装具は、平成18年10月から、日常生活用具給付事業に移行されています。

ストマ用装具購入費の助成

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
助 成 者 数（ 人 ）	61	63	67	70	75

④移動支援事業

*屋外での移動が困難な方に、外出のための支援を行います。障がいのある方の多様な活動、社会参加や自己実現を支える重要なサービスとして、今後とも支援を継続していきます。

移動支援事業 障がい福祉計画（～平成23年度）

	年度（平成）	実績		見込量			
		18	19	20	21	22	23
移動支援 事業	利 用 量（ 時 間 ）	1,252	1,029	1,284	1,510	1,755	2,006
	実利用者数（人）	82	74	88	102	117	132
	実施か所数（か所）	12	12	14	14	14	14

※移動支援事業は、平成18年10月から、地域生活支援事業として行われています。

※「利用量（時間）」は1か月あたり、実績は各年度3月のものです。

⑤地域活動支援センター、地域作業所

- *「地域活動支援センター」は、創作的な活動や生産活動など、障がい者の地域での生活支援を促進するものです。平成19年5月から「支援センター風」、平成20年4月から「オーリーブ」へ事業委託しています。
- *「地域作業所」は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の自立と社会参加を支援するための地域における就労の場であり、その整備に対する支援を行います。

地域活動支援センター（地域作業所を含む） 障がい福祉計画（～平成23年度）

	年度（平成）	実績		見込量			
		18	19	20	21	22	23
地域活動支援センター	利用量（か所）	2	3	3	3	3	3
	利用者数（人）	24	37	37	38	39	40

地域作業所の整備（作業所数）

年度（平成）	実績		
	17	18	19
作業所数（か所）	2	2	2
身体障がい（か所）	0	0	0
知的障がい（か所）	1	1	1
精神障がい（か所）	1	1	1

⑥訪問入浴サービス事業

- *地域における身体障がいの方の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

訪問入浴サービス事業 障がい福祉計画（～平成23年度）

	年度（平成）	実績		見込量			
		18	19	20	21	22	23
訪問入浴サービス	利用者数（人）	3	3	3	3	4	5

⑦ 更生訓練費給付事業

*旧法施設支援を利用し更生訓練を受けている身体障がい者に訓練費を支給する支援を行うものです。

⑧ 日中一時支援事業

*障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息や緊急時の預かりを目的とし、また、障がいのある方の日中における活動の場を確保するための事業です。平成20年度現在、4か所に事業委託しています。移動支援事業と同じく、夏休みの繁忙期の受け入れ態勢の確保が課題となっています。児童デイサービスとの関係整理や事業の周知、実施場所の交通利便性、通所者の送迎などの整備が必要となっています。

日中一時支援事業 障がい福祉計画（～平成23年度）

	年度（平成）	実績		見込量			
		18	19	20	21	22	23
日中一時支援事業	利用者数（人）	1	11	10	12	14	15
	実施か所数（か所）	4	4	4	4	4	5

⑨ 自動車運転免許取得・改造事業

*身体障がい者の日常生活における利便性の向上、生活圏の拡大、社会参加の促進に向け、本人が免許を取得するために要した費用、および本人が所有し運転する自動車の改造に要した費用の一部を助成します。

運転免許取得・改造事業 障がい福祉計画（～平成23年度）

	年度（平成）	実績		見込量			
		18	19	20	21	22	23
運転免許取得支援		2	1	1	2	2	2
自動車改造支援		1	0	1	1	1	1

5 安心できる暮らしの基盤づくり

障がいのある方が、地域で自立して暮らしていくためには、経済的、社会的、精神的な安定が必要となります。しかし、現在多くの方は日々の生活に何らかの不安を抱えており、その不安を解消するためには、障がいのある方の暮らしを支援する福祉サービスの充実のほか、ハード面とソフト面からのバランスのとれた支援が必要です。

平成 18 年に新バリアフリー法が施行されましたが、交通機関を含む都市基盤の整備は、障がいのある方の社会参加のためにも機会あるごとに国、県に要望していくことが重要です。また、住居の確保及び整備も単に住まいの確保に止まらず、これを支援する専門的な援助が必要とされています。さらに、昨今の不安定な社会状況においては、防災や防犯にかかわる地域との協力体制が不可欠となるなど、障がいのある方が安心して安全に地域で暮らすための具体的な支援が早急な課題となっています。

【施策の体系】

- (1) 居住の場の確保
 - ①公営住宅の優先申込
 - ②家賃補助制度の充実
 - ③支援体制の整備
- (2) バリアフリーの推進
 - ①公共施設のバリアフリー化
 - ②公共交通機関の利用の利便性の確保
 - ③歩行環境の整備
 - ④ハンディキャブの運行
 - ⑤バリアフリー化の啓発・周知
- (3) 安全・安心の確立
 - ①防災・防犯体制の充実
 - ②福祉施設の防災体制の充実
 - ③交通安全施設の整備
 - ④逗子市自立支援協議会との連携
- (4) 福祉ボランティア活動の推進
 - ①ボランティア活動の活性化
 - ②啓発・広報活動の推進
- (5) 医療体制の整備

(1) 居住の場の確保

【施策の課題】

障がいのある方が地域において自立し、安定した生活を送るためには、生活の拠点となる住宅環境の整備・充実が極めて重要です。また、グループホーム・ケアホームや公営住宅への入居希望の理由には、家族とのトラブル、病気の症状の悪化など複雑な理由が指摘されることも多く、賃借等の際の保証人がいないなどの経済的な問題により入居が困難な方への対策も課題となっています。

【施策の展開】

①公営住宅の優先申込

*公営住宅の利用について、門戸を開くよう努めるとともに、新設する公営住宅には、障がい者向けの優先申込枠による募集を実施します。

②家賃補助制度の充実

*現在市内のグループホーム・ケアホーム居住者に対してのみ家賃補助制度を実施しています。今後は市外のグループホーム・ケアホーム居住者に対しても補助を行うよう努めます。

*障がい者が、円滑に公営住宅や民間住宅に入居できるよう支援するため、保証人制度の創設を図ります。

*障がい者向けの住宅を建設する民間事業者や個人に対する助成について検討します。

③支援体制の整備

*単身の重度身体障がい者に、病気や災害時等の緊急の際にボタンを押すだけで親族宅等に自動的に連絡できる緊急通報システムの設置を行います。

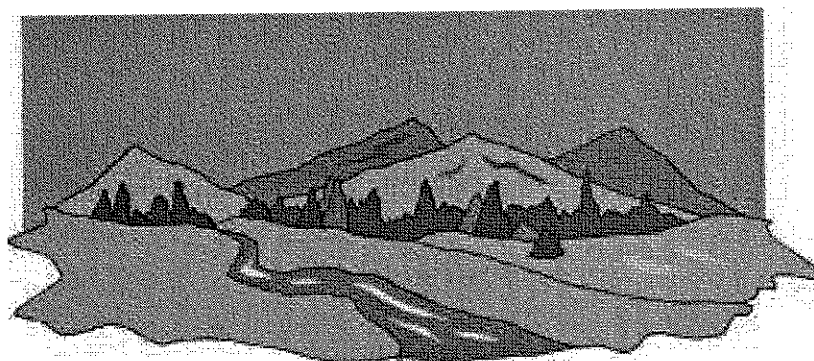
*ごみを運び出すことが困難な身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者を対象に、環境クリーンセンターが玄関先まで出向いてごみを引き取り、その際に一声かけて安否の確認を行うふれあい収集事業を推進します。

緊急通報システム（福祉電話）の確立

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
設置台数（台）	7	7	7	10	10

ふれあい収集事業の推進

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
対象者数（人）	59	72	93	145	190



(2) バリアフリーの推進

【施策の課題】

誰もが安全・快適に暮らすことができる福祉のまちづくりは、市民・事業者・行政のすべてが共通認識のもとに、それぞれの立場で身近なところから、できる範囲で取り組むことが大切です。段差解消などの物理的な障壁（バリア）を取り除くだけでなく、慣例など社会的なバリア、制度上のバリア、理解の不足や差別などの心理的なバリアなども取り除く必要があります。

【施策の展開】

① 公共施設のバリアフリー化

*障がいのある方が公共施設を安全かつ快適に利用できるよう、市が設置または管理する公共施設の建設、改築を行う際は、逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会による事前審査を行い、より利用しやすい施設の建設に努めています。

公共建築物のバリアフリー化（公共施設整備福祉適合検討委員会運営事業）

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
委員会 開催回数（回）	3	3	3	3	3

*障がいのある方の生活に配慮した居住空間を整備するため、住宅の整備・改善に関する各種制度の周知を図るとともに、公営住宅の新設、改築に当たっては、障がいのある方に配慮したバリアフリー化を図ります。

*逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会による事前審査を行い、園路、ベンチ、水飲み場や表示板等におけるバリアフリー化を推進し、障がいのある方の利用に配慮した利用しやすい公園の整備に努めます。

公園のバリアフリー化

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
公園数（か所）	4	4	4	水準維持	水準維持

②公共交通機関の利用の利便性の確保

*バスや鉄道などの公共交通機関の施設については、交通バリアフリー法に基づき利用者の利便性が確保されるように、バリアフリー化の促進を企業に要請します。また、道路、駅前広場、通路そのほかの整備を推進し、障がいのある方の移動の利便性および安全性の向上を図ります。

駅のバリアフリー化（鉄道駅移動円滑化施設整備事業）

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
昇降装置の設置駅数（か所）	1	2	2	3	4

③歩行環境の整備

*歩道に放置された自転車や看板などの占有物で、視覚障がい者や車椅子利用者等の移動が阻害されないよう市民に理解と協力を求めていくとともに、関係機関と連携し占有物の撤去及び管理に努めます。

*障がいのある方にやさしい道づくりを実現するため、市道の歩・車道の段差解消工事を実施してバリアフリー化を推進します。

*障がいのある方の住みよいまちづくり事業の一環として、車いすを必要とする方に対する貸出しを行います。

車いすの貸出し

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
貸出台数（台）	46	47	80	50	50

④ハンディキャブの運行

*既存のバスや鉄道などの公共交通機関の利用が困難な重度障がい者や寝たきり高齢者等の移送手段を確保し、生活圏の拡大と社会参加の促進を図るため、ハンディキャブの運行事業を逗子市社会福祉協議会へ委託しています。今後は福祉有償運送などの動向を見ながら、サービス量の確保に努めます。

ハンディキャブ運行

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
運行件数（件）	197	157	196	241	389
医療機関（件）	158	111	161	—	—
施設関係（件）	28	37	26	—	—
その他（件）	11	9	9	—	—
実利用者数（人）	169	133	152	174	220

⑤バリアフリー化の啓発・周知

*建設関係団体、事業者へバリアフリー化に関する一層の啓発、周知を図り、官民一体となつての推進に努めます。

*民間住宅建築におけるバリアフリー住宅の建設を促進するため、住宅改善に関する知識の普及を図るとともに、重度障害者等住宅設備改造費助成事業により、重度の身体障がい者が居住する住宅設備等（浴室、便所、玄関、台所、廊下等）を改造する際に、工事に要する費用の一部を助成します。

バリアフリー住宅の普及促進（重度障害者等住宅設備改造費助成事業）

年度（平成）	実績			目標値	
	17	18	19	23	26
助成件数（件）	8	13	6	15	15

*一般商店や飲食店等の多数の人が利用する民間施設については、バリアフリー化に対する意識の高揚を図り、誰もが利用しやすい施設となるよう呼びかけを行います。

*医療機関において障がいのある方が受診・通院しやすいように、医療機関の協力を得て、バリアフリーに配慮した施設の実現を目指します。

(3) 安全・安心の確立

【施策の課題】

災害の発生時に、障がい者等を救護したり、災害発生のおそれがあるときに避難を支援したりすることは、安全で安心して暮らせる地域づくりのために重要な課題です。また、日常的に支援の必要性がある方々にとっては、避難・救護時や、避難・救護先の施設においても引き続き同じ支援が必要となります。

【施策の展開】

① 防災・防犯体制の充実

- *障がいのある方の支援方法に関する知識の普及を図るため、パンフレットの配布等による啓発活動に努めます。また、防災意識を高めるため、点字情報や録音情報等による防災情報の提供に努めます。
- *障がいのある方を犯罪から守るため、関係機関団体および住民組織などと連携を図り、防犯体制の充実に努めます。
- *身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの市民の方に、防災あんしんカードを配布しています。これは、手帳には記載されていない御本人の身体の状態（例：かかりつけ医や普段服用している薬など）を同カードに各自で記載し、手帳とともに携行していただき、災害などの緊急時に備えるというものです。（手帳をお持ちでない方にもご希望の際は配布しています。）
- *障がい者支援マニュアルを作成し、災害時における障がい者支援の普及・啓発に努めるとともに、避難誘導に際して地域住民の協力を得るよう努めます。
- *自力避難が困難な障がい者等に対する避難誘導の体制を確立し、障がい者にとって健常者と同じ情報の提供が望まれています。また、障がい別に応じた分かりやすい避難場所の表示など、避難所の資機材の整備とともに努めます。
- *「地域安心安全情報ネットワーク」により、防災・防犯・生活情報に関する情報を直接市役所から携帯電話やパソコンにメール配信しています。

② 福祉施設の防災体制の充実

- *市内の福祉施設管理者に対して防災体制の充実・強化を呼びかけ、施設利用者の安全確保を図ります。

③交通安全施設の整備

*障がい者や高齢者の利用が多い地域や事故多発箇所を重点に音響式信号機等の交通安全施設の整備を関係機関に要請します。

④逗子市自立支援協議会との連携

*災害時における支援を具体化するには、行政各機関だけでなく、福祉サービス等の事業者、住民や一般事業者等の間で日ごろからの連携・協働が必要です。逗子市自立支援協議会において、多様な社会資源の間のネットワーク化を図ります。

(4) 福祉ボランティア活動の推進

【施策の課題】

アンケート調査（平成18年度実施）によると、ボランティア活動を経験したことがない理由として「時間的余裕がない」「参加のきっかけ、機会がない」「活動についての知識、情報がない」といったものが目立っていました。このような方々が、少しでもボランティア活動に参加することは、市全体で見ると大きな支えになります。

推進のためには、ノーマライゼーション意識の高揚に努め、共に支えあい、思いやる心豊かに暮らせる地域社会の実現と定着を図っていくことが重要です。

【施策の展開】

① ボランティア活動の活性化

* 社会福祉協議会やボランティア団体と連携しながら、福祉関係のボランティア活動の活性化と継続性を図るための支援体制の整備を図ります。

② 啓発・広報活動の推進

* 障がいのある方と地域の方が、日常的な場面において交流・ふれあいを形成していくことができるよう、相互交流の場の確保に努めます。

* 障がいの理解を促進するため、障がい者自身による自主的で創造的な活動を推進し、支援を行います。また、地域に呼びかけて積極的な参加と交流を促します。

(5) 医療体制の整備

* 緊急時における精神科医療の確保に向け、関係機関等と連携し、広域的な救急医療体制の充実を図ります。

* 障がい児・者の歯科診療を促進するため、障害者歯科診療制度を実施しています。

* 身体、知的、精神のそれぞれの障がい者の人権に配慮した医療の適正な実施を関係機関に呼びかけます。

第4章 計画の推進と管理

1 計画の推進と管理

(1) 「逗子市福祉プラン推進協議会障害者福祉計画部会」による推進と管理

本計画の推進と管理にあたっては、逗子市福祉プラン推進協議会障害者福祉計画部会において、計画の進捗や効果を定期的に評価、点検していきます。また、計画内容は、今後の社会情勢の変化や新たな国・県の施策、市内の動向等に柔軟に対応し、必要に応じて見直しをしていきます。計画期間中は各年度において、数値目標（地域生活移行・一般就労移行等）の達成状況のほか、施策の実施状況、サービス見込量などについて点検・評価し、その結果に基づいた更なる対策に努めます。

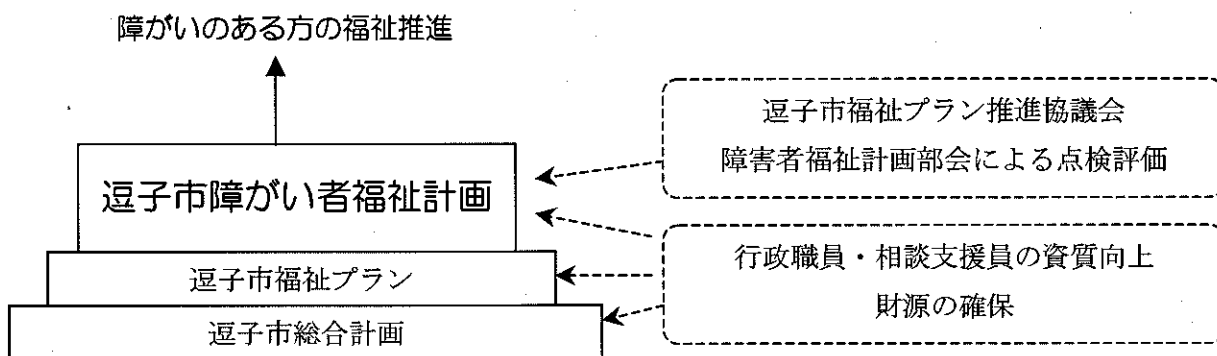
(2) 行政職員・相談支援員の確保と資質の向上

障がい福祉施策を積極的に推進するには、多様化する福祉ニーズに対応した福祉サービスの提供体制の整備が必要で、そのための専門的知識や技能を有する人材の確保は不可欠となります。このため、様々な福祉サービスに的確に対応できるよう、保健師・社会福祉士・精神保健福祉士などの専門職員の確保や資質の向上に努めます。さらに、分野・組織を超えた研修会などを通じて、障がいのある人に関わる専門従事者間の連携強化を図ります。

また、複雑・多様化する施策や福祉サービス等に対し、柔軟に対応できる体制を整備するため、行政職員や相談支援員の障がいのある方への理解と意識の向上に努めます。

(3) 財源の確保

計画を着実に実施し、障がいのある方の福祉施策を推進するため、確保できた財源を積極的に活用します。また、必要な財源を確保するため、市においては、効果的・効率的なサービス提供に努めるとともに、国や県に対し各種財政的措置を講じるよう要請し、利用可能な補助金等の制度の積極的な活用を努めます。



2 逗子市自立支援協議会との連携

逗子市自立支援協議会は、障がいのある方もない方も共に暮らせる地域づくりのため、地域、サービス提供事業者、行政等が協働して取組みを進めるための協議会です。障がいのある方が地域で自立して生活していくまちづくりのための協議の場として、平成20年3月に設置されました。

相談支援事業者、各機関、行政等が一体となって推進しますが、そのためには障がい福祉サービス事業所や教育・就労・医療・権利擁護などの機関、ボランティア団体など地域内の多様な社会資源の間のネットワーク化が必要不可欠です。そのため、地域の社会資源間における「お互いの顔の見える」ネットワークの核となる本協議会を設置しました。

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として障がいのある方自身の視点に基づく相談支援事業の運営評価や地域生活に資する支援人材の育成、また、不足している社会資源の開発や障がい者施策への反映等を主な目的としています。

事業の実施状況の確認等にあたり、本協議会とも連携し、地域の実情および課題等の把握に努め、住民・行政の協働のもと計画の着実な推進・管理に努めます。

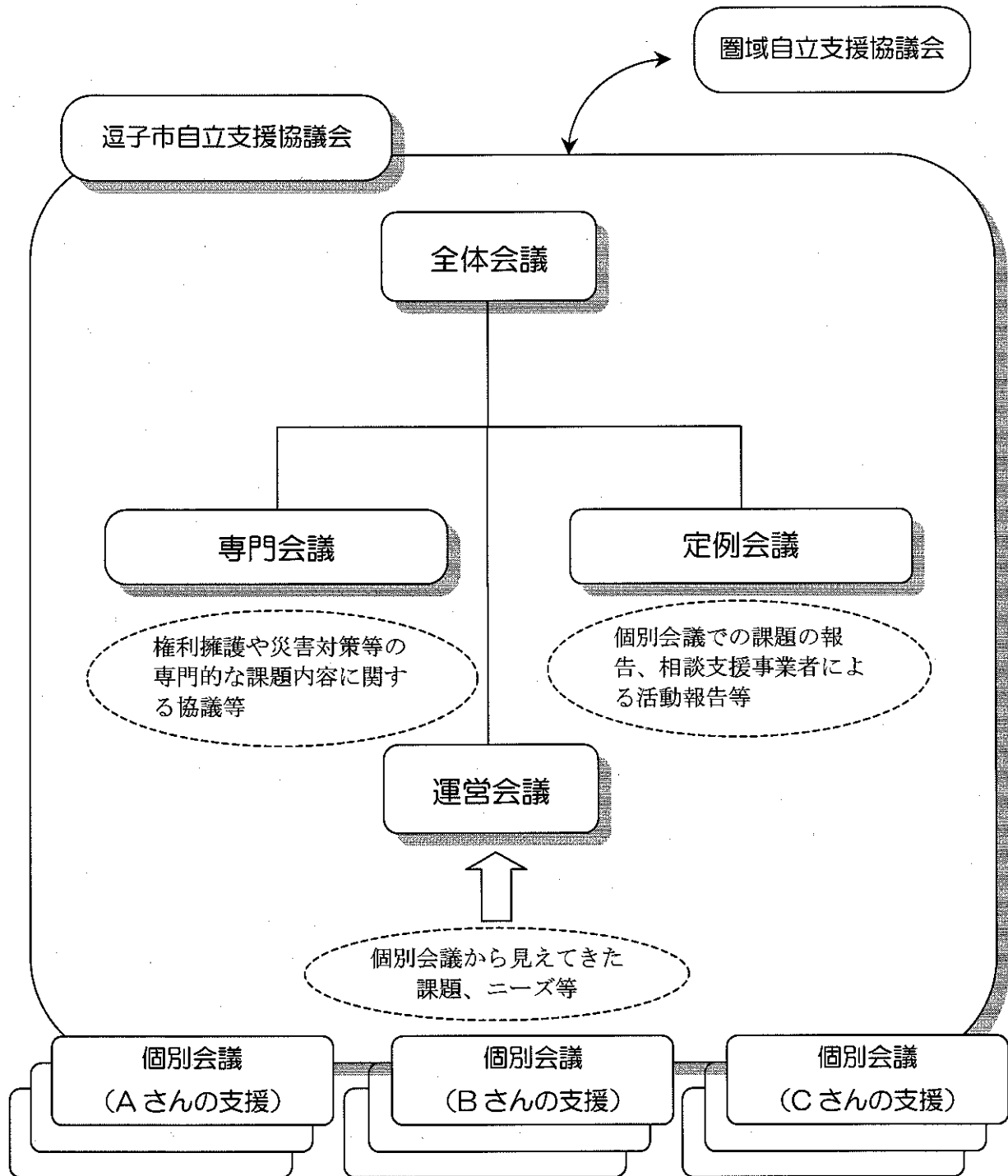
(委員構成)

- ・相談支援事業者
- ・社会福祉協議会
- ・障がい福祉サービス事業者（障がい者福祉施設を含む）
- ・保健、医療関係者
- ・教育、雇用関係機関
- ・障がい者関係団体
- ・学識経験者 等

(自立支援協議会の主な機能)

- ・中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・地域の関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議
- ・地域の社会資源の開発、改善
- ・相談支援機能強化事業、県相談支援体制整備事業の活用に関する協議 等

《逗子市自立支援協議会の組織イメージ》



資料編

1 逗子市福祉プラン推進協議会の設置及び運営に関する要綱

平成4年4月1日
施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市福祉プラン(以下「福祉プラン」という。)の実施を推進するため、公・共・私の連携を図り、保健、福祉等の諸サービス(以下「諸サービス」という。)の総合調整を行う逗子市福祉プラン推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 諸サービスの総合調整に関すること。
- (2) 諸サービスの推進に必要な事業及びシステムの企画、開発に関すること。
- (3) 高齢者、障害児者及び在宅療養者の処遇体制に関すること。
- (4) 保健、福祉等に関する行政機関及び公共的団体の連絡、調整に関すること。
- (5) 逗子市地域福祉計画、逗子市高齢者保健福祉計画、逗子市母子保健計画、逗子市障害者福祉計画及び逗子市次世代育成支援行動計画の推進及び進行管理並びに市長から諮問を受けた当該計画の策定又は改定のための提言に関すること。
- (6) 前号に掲げる計画以外で市長から諮問を受けた保健福祉に関する計画の策定のための提言に関すること。
- (7) その他福祉プランの実施の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 公共的団体の推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第8条 推進協議会に、第2条第5号に規定する事項を処理するため、次の部会を設置する。

(1) 地域福祉計画部会

(2) 高齢者保健福祉計画部会

(3) 母子保健計画部会

(4) 障害者福祉計画部会

(5) 次世代育成支援計画部会

2 前項に掲げる各部会は、部会員14人以内をもって組織する。

3 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 市民

(3) 公共的団体の推薦を受けた者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 市職員

4 部会員の任期は、現に存する推進協議会の委員の任期と同一とする。ただし、部会員が欠けた場合における補欠の部会員の任期も同様とする。

5 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。

6 第5条第2項の規定は部会長について、同条第3項の規定は副部会長について、前2条の規定は部会の会議について準用する。

(臨時部会)

第9条 推進協議会に、第2条に規定する事項(第5号を除く。)の特定課題について調査、検討するため、必要に応じて臨時部会を設置することができる。

2 臨時部会は、部会員15人以内をもって組織する。

3 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 市民

(3) 公共的団体の推薦を受けた者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 市職員

4 臨時部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。

5 臨時部会は、第1項に規定する調査、検討を完了し、その結果を推進協議会に報告したときをもって解散する。

6 第5条第2項の規定は部会長について、同条第3項の規定は副部会長について、第6条及び第7条の規定は臨時部会の会議について準用する。

(秘密の保持)

第10条 推進協議会の委員及び部会員は、職務上知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 推進協議会の庶務は社会福祉課において処理するほか、第8条に規定する部会及び第9条に規定する臨時部会の庶務は、それぞれ次の各号に掲げる課かいにおいて処理する。

- (1) 地域福祉計画部会 社会福祉課
- (2) 高齢者保健福祉計画部会 介護保険課
- (3) 母子保健計画部会 市民健康課
- (4) 障害者福祉計画部会 福祉課
- (5) 次世代育成支援計画部会 福祉課
- (6) 臨時部会 その事務を所掌する課かい

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 推進協議会並びに部会及び臨時部会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際に現に委嘱又は任命されている委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 15 年 4 月 30 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の逗子市福祉プラン推進協議会の設置及び運営に関する要綱第 8 条第 3 項又は第 9 条第 3 項の規定により委嘱又は任命した部会員は、それぞれ改正後の逗子市福祉プラン推進協議会の設置及び運営に関する要綱第 8 条第 3 項又は第 9 条第 3 項の規定により委嘱又は任命した部会員とみなす。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 26 日から施行する。

2 逗子市福祉プラン推進協議会障害者福祉計画部会部会員

(平成20年12月1日)

委員名	所属団体
石渡和実	東洋英和女学院大学 教授
柏村宗巨	市民
神田慶子	市民
大石忠	逗子市身体障害者福祉協会
久保薫	逗子市手をつなぐ育成会
斉木正巳	逗葉ろうあ協会
秋山寿子	知的障害者地域作業所「ワークショップリプル」
稲木俊夫	社会福祉法人「湘南の風」
伊東知津子	カモミール
長嶋セツ子	逗子市民生委員児童委員協議会障害者福祉部会
服部誠	逗子市社会福祉協議会
井上克也	鎌倉保健福祉事務所 保健福祉課

3 改定経過

	開催日	事案
第1回	平成20年 7月3日(木)	(1) 「逗子市障害者福祉計画」および「逗子市障害福祉計画」の実績報告について (2) 次期「逗子市障害者福祉計画」改定にあたって
第2回	10月2日(木)	(1) 作業部会の実施報告について (2) 「逗子市障害者福祉計画・逗子市障害福祉計画」改定案について
第3回	11月25日(火)	(1) 意見交換会の実施報告について (2) 逗子市障害者福祉計画(素案)及びパブリックコメントの実施について
第4回	平成21年 1月29日(木)	(1) パブリックコメントの実施結果等について (2) 逗子市障がい者福祉計画(案)について (3) 国・県の動きについて
第5回	3月16日(月)	(1) 逗子市障がい者福祉計画について (2) 逗子市自立支援協議会の実施状況について

第1回 作業部会	平成20年 7月30日(水)	(1) 重点項目①「主体性・選択性の尊重」について (2) 重点項目②「安心できる暮らしの基盤づくり」について
第2回 作業部会	8月27日(水)	(1) 重点項目③「相談支援体制の充実」について
第3回 作業部会	9月5日(金)	(1) 重点項目④「雇用・就労の促進」について (2) 重点項目⑤「障がい福祉サービスの充実」について

※ 前記会議と並行し、平成20年10月から平成21年1月にかけて、障がい関係各団体と意見交換会を実施。

	開催日	対象団体
第1回	平成20年10月3日(金)	逗葉ろうあ協会
第2回	10月9日(木)	カモミール
第3回	10月24日(金)	湘南の風 もやい (保護者会に参加)
第4回	11月13日(木)	逗子市手をつなぐ育成会
第5回	12月16日(火)	逗子中途失聴・難聴者の会 逗子筆記通訳サークルなみ
第6回	平成21年1月11日(日)	逗子市身体障害者福祉協会

4 用語解説

※掲載は、50音順。

- ・前計画に掲載された事業で、本計画においては別の名称で掲げているものを含む。
- ・本編文中で解説されている事業の名称は除く。

■育成医療

旧制度。身体障がいのある児童に対して、医療費の全部または一部を負担し、早期治療による障がいの除去・軽減を図った。現在は「自立支援医療」に含まれる。「2(3)経済的支援の充実」を参照。

■移送サービス

既存のバスや鉄道などの公共交通機関の利用が困難な重度障がい者や寝たきりの方などの移送手段を確保し、生活圏の拡大と社会参加の促進を図るため、車いすやストレッチャーに乗ったままでの乗降が可能な車両で移動を支援するもの。

■エンパワメント

変革の主体となる力をつけること。様々な問題を抱える当事者自身（疾病、障がい等をもつ人々）が個人として、集団として、地域社会として、自立した出張・活動を行える能力をつけること。

■介助員

旧制度の名称。現在は「学習支援員」。「2(1)⑤学校教育の充実」を参照。

■ガイドヘルプ・ガイドヘルパー

障がいのある方の外出時の付き添い・介助による支援を専門に行うサービス。営業活動は対象にならない。「4(2)④移動支援事業」を参照。

■更生医療

旧制度。18歳以上の身体障がい者を対象に、障がいの軽減と除去のため必要な医療（例えば、角膜形成手術、心臓手術、血液透析療法等）を給付した。現在は「自立支援医療」に含まれる。「2(3)経済的支援の充実」を参照。

■更生施設

旧法施設のひとつ。特別支援学校卒業後の知的障がい者等のために活動する福祉施設で、通所と入所がある。活動内容は、作業・運動・給食など。昭和35年、精神薄弱者福祉法（現在「知的障害者福祉法」）により位置づけられた。

■授産施設

旧法施設のひとつ。身体上、精神上の障がいなどの事情により就業能力の限られている人に対して、就労または技能の修得のために必要な機会を与え、その自立を支援することを目的とした施設。

■障害者基本法

平成5年12月、これまでの「心身障害者対策基本法」が一部改正され、「障害者基本法」という名称に改められ、障がい者は身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者と定義された。この法律に基づいて、本市では「返子市障がい者福祉計画」を策定した。

■障害者自立支援法

平成 18 年 4 月から施行。「障害福祉サービス」および「地域生活支援事業」のあり方を定めたもの。3 障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）の一元化、実施主体の市町村への一元化、障害程度区分の導入と支給決定の透明化・明確化、サービス利用者の利用料原則 1 割負担、自立支援医療制度への移行、補装具と日常生活用具給付事業の再編などを行った。この法律に基づいて「逗子市障害福祉計画」を策定した。主に「4 障がい福祉サービス等の充実」を参照。

■障害者週間

昭和 56 年の国際障害者年を記念して、国民の障害者問題についての理解と認識を深め、福祉を増進を図ることを目的に、当初 12 月 9 日（1975 年に国際連合で「障害者の権利宣言」を採択した日）を「障害者の日」としたが、障害者基本法の改正により現在では 12 月 3～9 日が「障害者週間」となっている。

■逗子市高齢者保健福祉計画

老人福祉法、介護保険法に基づいて策定した計画であり、「逗子市地域福祉計画」の個別計画。本市では介護保険事業計画と一体的に策定している。新計画の期間は平成 21 年度から 23 年度まで。

■逗子市次世代育成支援行動計画

少子化対策を効果的に行うため、次世代育成支援対策推進法に基づいて策定した計画であり、「逗子市地域福祉計画」の個別計画。現計画の期間は平成 21 年度までであり、22 年度から 26 年度までの後期計画を策定予定。

■逗子市母子保健計画

母子保健法に基づいて策定した計画であり、「逗子市地域福祉計画」の個別計画。

■逗子市地域福祉活動計画

地域の中で市民が主体となって行う支えあいのあり方について、基本的な考え方や具体的な行動を計画化するもので、逗子市社会福祉協議会が策定する。

■逗子市地域福祉計画（「逗子市福祉プラン」）

社会福祉法に基づいて策定した計画で、本市における福祉分野のマスタープランであり、「逗子市総合計画」の個別計画。「逗子市福祉プラン」は、逗子市地域福祉計画の通称である。

■地域作業所

障がいのある方々が、さまざまな製品を自らつくり販売し、また、季節ごとの行事などの活動を通し、社会参加の場として活用している地域の福祉施設。

■地域生活

入所施設や病院などでの入所・入院を続けるのではなく、自宅やグループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）における生活を意味する。

■デイサービス

障がい児に対する児童デイサービスは障害者自立支援法施行後も存続しているが、18 歳以上の障がい者へのデイサービスは別の制度（「生活介護」「地域活動支援センター」などが多いが、地域・事業所の選択により多様）に再編された。

■特殊学級

旧制度の名称。現在は「特別支援学級」。

■難病

原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すおそれの多い疾病のことをいう。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護などに著しく人手を要するため、家族の肉体的負担だけでなく精神的にも負担の多い疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症などがある。

■ニーズ

生活場面で生じてくる様々な必要性、要求のこと。

■入所施設

旧法施設に基づく入所施設（身体障害者療護施設、知的障害者更生施設等）と、新法における「施設入所支援」を指す。ただし、入所期間に期限のある身体障害者更生施設、精神障害者生活訓練施設は、これに含まれない。また、グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）は「入所施設」には含まれず、「地域生活」に含めて考えられている。

■ノーマライゼーション

障がいのある方や高齢者も、地域でごく普通の生活を営むことができ、差別されない社会をつくるという理念。また、障がいのある方の自己決定を最大限に尊重し、障がいのために必要とする「特別なサービスを受ける権利」を持つことも同時に主張する思想。国連の障害者の権利宣言やそのほかの障がい者福祉・教育の基本理念として世界的に認知され、その実現が目指されている。

■発達障がい

乳幼児期にかけて現れることの多い、心身の障がいを包含する概念のこと。代表的なものとして、知的障がい、広汎性発達障害（自閉症）、高機能広汎性発達障害（アスペルガー症候群・高機能自閉症）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などが挙げられる。

■バリアフリー

障がいのある方が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去しようとする。建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去を意味することが多いが、より広く、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

■養護学校

旧制度の名称。現在は「特別支援学校」。

■リハビリテーション

障がいのある方や高齢者などに対して、生活の質を高めることを目指し、医学的訓練のほか、障がいのある方の社会的な自立と参加のために行う総合的な援助。

■レスパイトサービス

一時的に一定の期間、障がい児・者の介護を代行し、その親や家族の介護負担を軽減することを目的としたサービス。また、障がいのある本人自身にとっても、家族以外の人と接したり新しい経験をする機会として重視されている。

逗子市障がい者福祉計画
～支えあいによる地域福祉の実現を目指して～

逗子市 平成 21 年 (2009 年) 3 月

担当：福祉部福祉課

(平成 21 年 4 月から福祉部障がい福祉課へ課名変更)

〒249-8686 逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号
TEL. 046-873-1111 FAX. 046-873-4520
<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/>
syohuku@city.zushi.kanagawa.jp

